

第4次葛飾区地域福祉活動計画

(素 案)

令和3年12月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけと期間	4
3. 計画の策定方法	5
4. 計画の推進と評価	5
第2章 「わがまち葛飾」の現状と課題・第3次計画の成果と課題.....	7
1. 葛飾区の現状	8
2. 地域をめぐる課題	12
3. 第3次計画の成果と課題	25
(1) 地域で支えあい、つながるしくみをつくります	25
(2) 区民同士のたすけあい活動を広げます	27
(3) 自分らしく安心して暮らせるまちをつくります	29
(4) 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります	31
4. 第4次計画に向けたポイント.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	36
2. 基本目標	36
3. 計画の体系	38
第4章 重点的な取り組み	41
1. 小地域福祉活動の推進	42
2. ボランティア・地域貢献活動の推進.....	44
3. 地域支えあい活動の充実	46
4. 権利擁護支援の推進	48

第5章 取り組みの展開	51
1 地域でつながり、支えあうしくみをつくります	52
【住民主体の取り組み】	
(1) 小地域福祉活動の推進	52
(2) ボランティア・地域貢献活動の推進	54
(3) 福祉教育の充実	58
(4) 地域団体・福祉団体等の支援	60
2 住民同士のたすけあいの輪を広げます	62
【住民と社協が協力する取り組み】	
(1) 地域支えあい活動の充実	62
(2) 住民参加型サービスの推進	64
(3) 募金活動の推進	66
3 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちをつくります・	68
【社協が関係機関と協働して安心を届ける取り組み】	
(1) あんしん生活サービスの充実	68
(2) 生活福祉資金の貸付等	71
(3) 権利擁護支援の推進	72
(4) 健康づくり・生きがいづくり	74
4 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります・・・	76
【社協の組織運営に関する取り組み】	
(1) 社協運営の充実	76
(2) 情報発信・広報活動の強化	77
(3) 財政基盤の強化	79
資料編	81

第 1 章

計 画 の 概 要

1. 計画策定の背景と目的

①地域をめぐる現状

近年、全国的な少子高齢化の進行や社会情勢の変化の中で、さまざまな社会的課題が浮かび上がっています。地域社会では、格差や社会的孤立・排除により生活課題が広がり、福祉課題が深刻化しています。貧困や失業に陥った人、障害のある人・子ども、老々介護世帯、引きこもりの人、依存症やさまざまな疾病を抱える人、DV、外国人など、地域から孤立することによる関係性の貧困が生きづらさにつながっています。最近では、新型コロナウイルス感染症が住民生活に影響を与え、様々な生活課題が顕在化し、地域活動においても取り組みに工夫が求められています。

また、全国的に見ると、近所づきあいの減少や核家族化などの影響で、地域の中で人の交流や支えあいは減少する傾向にあります。孤独死や虐待などの背景にも、このような地域のつながりの希薄化が存在していると考えられます。

一方で、地域の力を再評価し、地域における「新たな支えあい」の実現を目指す動きも拡大しています。たび重なる地震・風水害などの自然災害や、孤独死・虐待などの深刻化を目の当たりにして、地域のつながりの大切さが改めて見直されるとともに、地域での見守り・支えあいやボランティア活動などを通じて、困難を抱えている人の力になりたいという人も増加しています。

②国の福祉制度改革と地域への影響

このような現状をふまえて、国は、社会保障の持続可能性を確保するための改革を進めています。改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を掲げ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的な地域づくりを目指しています。このような方針のもとで、地域住民が抱える課題の多様化・複雑化を背景に、属性を問わず広く地域住民を対象とした支援制度である重層的支援体制整備事業がスタートしています。また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人はその高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うこととされたことから、各地でさまざまな取り組みが展開されるようになりました。

③SDGsと地域福祉

平成27年には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全ての加盟国により合意され、SDGs（持続可能な開発目標）が世界共通の目標として掲げられました。SDGsは17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されており、2030年を達成年限として「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しています。SDGsが目指す理念や目標は地域福祉の理念に通じるものであり、今後の活動推進にあたって念頭に置いていく必要があります。

以上のような背景のもとで、地域住民をはじめとする地域福祉の担い手の主体性を十分に尊重しながら、新たな制度や課題に対応できる地域づくりを進めていくことが求められています。

④計画策定の目的

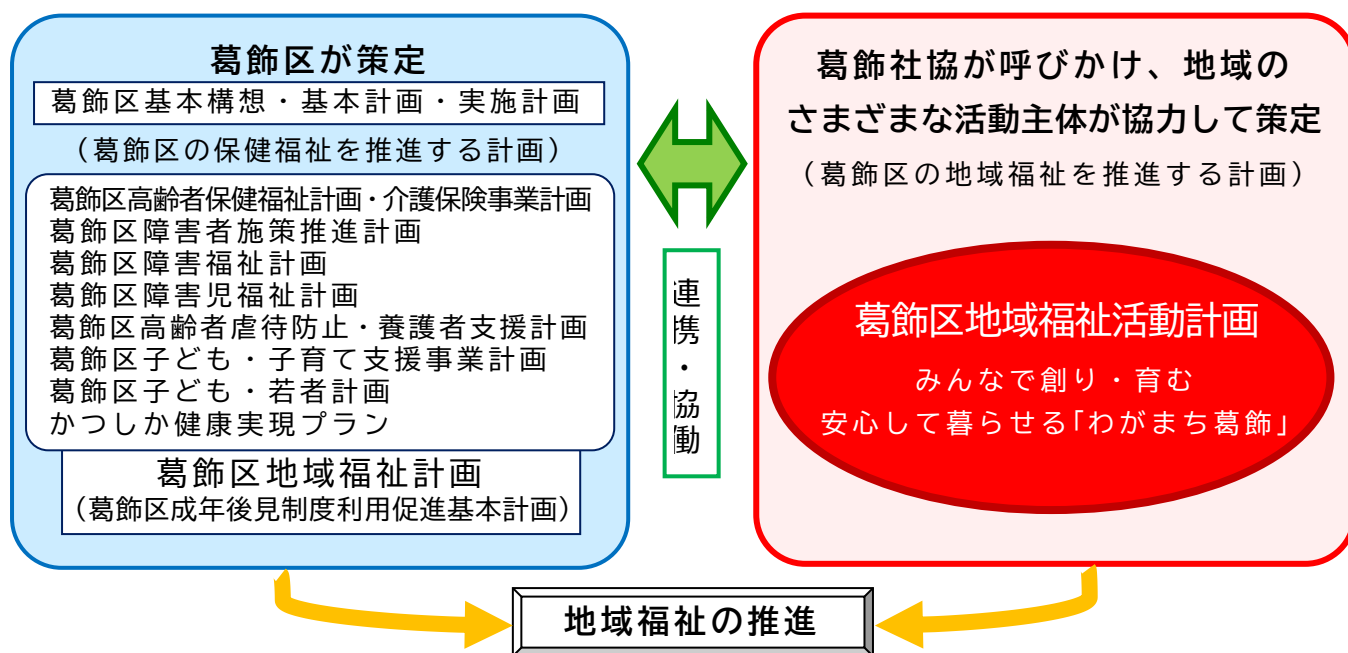
歴史と伝統のある地域を擁する葛飾区では、古くからの地縁を基盤とした自治町会などによる地域ささえあい活動が活発に行われています。また、区内ではさまざまな分野でボランティア・市民活動団体などが積極的な活動を展開しています。

葛飾区社会福祉協議会（葛飾社協）では、平成28年度に地域の関係者・関係団体とともに「第3次葛飾区地域福祉活動計画」を策定し、小地域福祉活動の推進やボランティア活動の推進などの取り組みを進めてきました。この計画が令和3年度で終了することから、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、葛飾区のめぐまれた地域福祉環境を活かしながら、新たな時代に対応できる地域社会の実現と、それを支える葛飾社協の体制整備のために、この計画を策定することとしました。

2. 計画の位置づけと期間

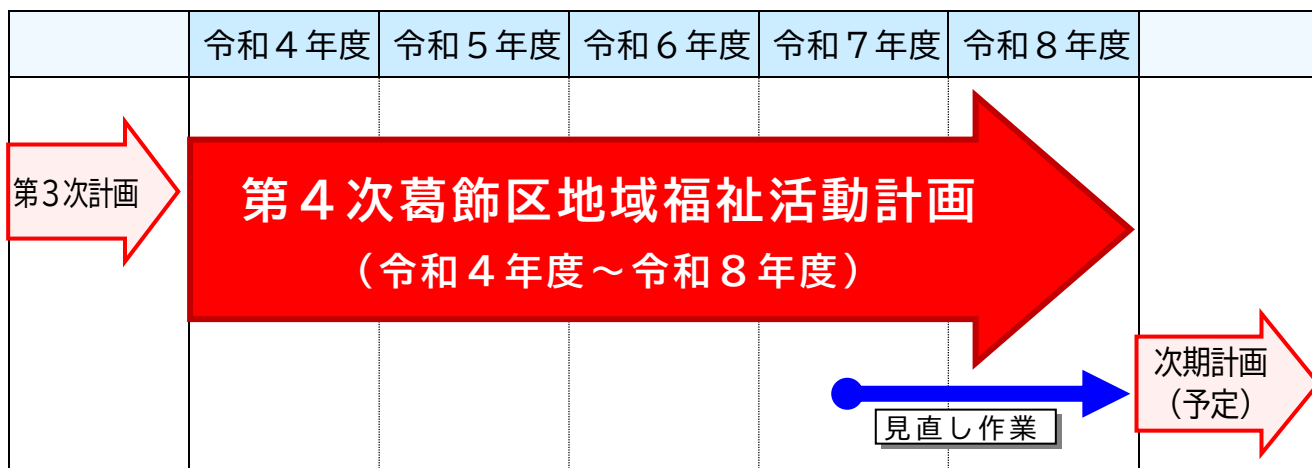
①計画の位置づけ

この計画は、区民や地域のさまざまな関係者などの協働により、葛飾区の地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。葛飾区が策定した保健福祉の推進に係る諸計画との連携・整合を図り、区と協働しながら推進していきます。



②計画の期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とします。その間、地域の現状や取り組みの進捗状況などをふまえて、必要に応じて見直しを行います。計画の最終年度にあたる令和8年度には、次期計画の策定に向けた全体的な総括を行います。



3. 計画の策定方法

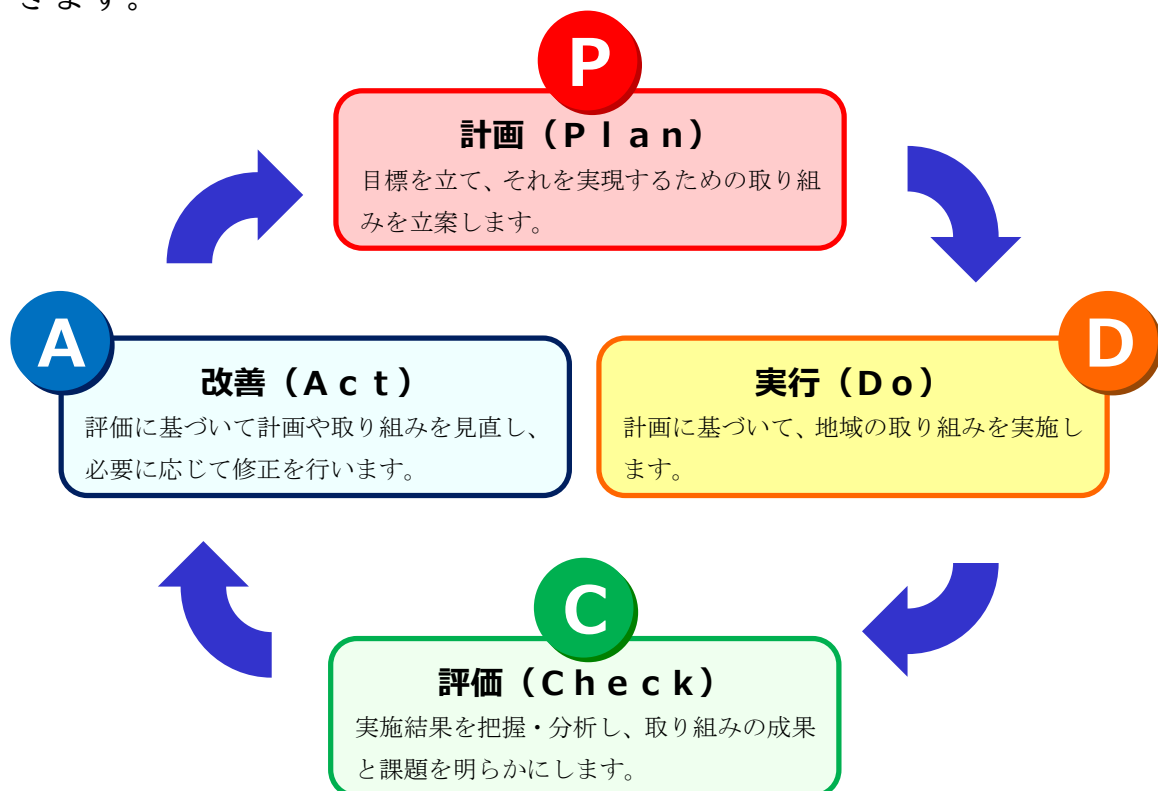
この計画は、葛飾社協が呼びかけて、区民や地域の関係者・関係団体などの協働のもと、区とも連携しながら策定しました。策定にあたっては、小地域福祉活動の推進者へのヒアリングをはじめ社会福祉法人などのアンケート調査結果などに基づく現状と課題の分析、葛飾区地域福祉活動計画策定委員会、作業委員会での検討、パブリックコメントによる区民意見の募集などを行い、区民をはじめとする地域のさまざまな意見を計画に反映させました。

4. 計画の推進と評価

この計画は、区民や地域の関係者・関係団体、葛飾社協などが協働して、区とも連携を図りながら、地域全体で推進していきます。計画の進捗管理は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

計画の推進主体である葛飾社協自らが、年度ごとに進捗状況の確認（事業評価）を行うとともに、葛飾区社会福祉法人地域協議会などを活用して、計画に掲げる主要な取り組みについて、評価や意見徴取を行います。

計画最終年度には、この計画で実現できた成果と、取り組みの中で明らかになった課題について全体的な総括を行い、その結果を次期計画の策定に活かしていきます。



第 2 章

「わがまち葛飾」の現状と課題

・ 第 3 次計画の成果と課題

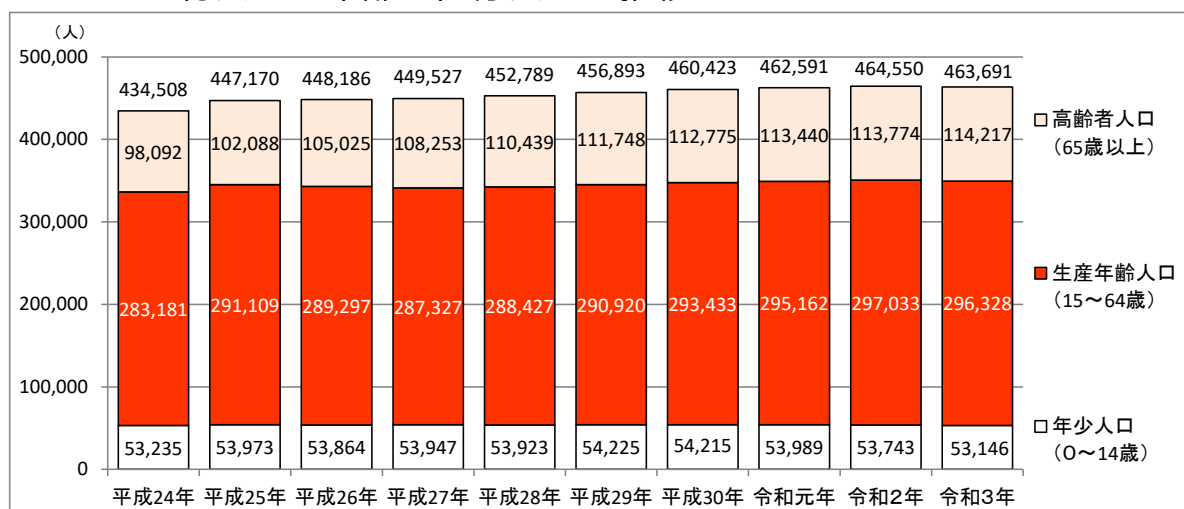
1. 葛飾区の現状

①総人口・年齢三区分人口の推移

葛飾区の総人口は概ね緩やかな増加傾向にあり、令和3年には463,691人となっています。年齢三区分人口を見ると、高齢者人口（65歳以上）が増加傾向にあるのに対し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

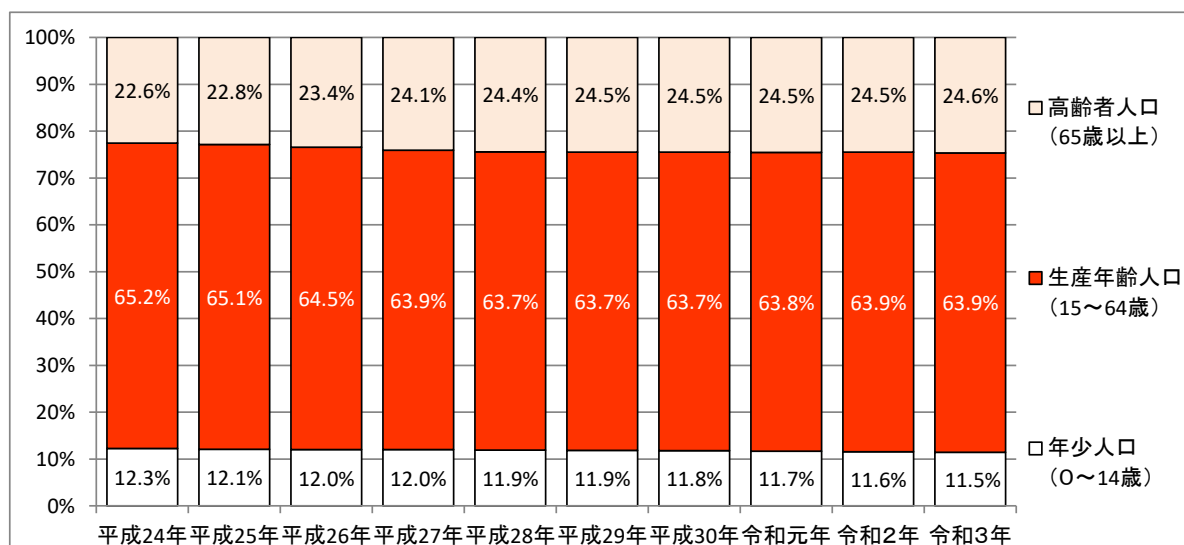
年齢三区分人口比率を見ると、高齢者人口の比率（高齢化率）は、令和3年には24.6%と10年間で2.0ポイント上昇しているのに対し、生産年齢人口、年少人口の比率は下降から横ばいの傾向にあります。

図1-1-1 総人口・年齢三区分人口の推移



住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

図1-1-2 年齢三区分人口比率の推移



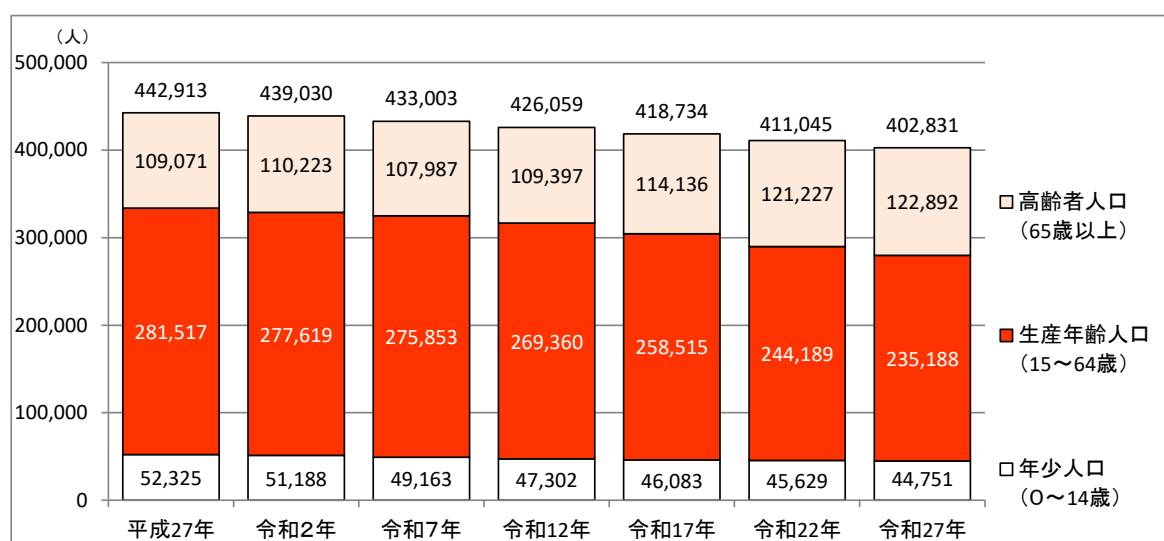
住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

②総人口・年齢三区分人口の将来推計

葛飾区の総人口・年齢三区分人口の将来推計を見ると、今後総人口は減少し、令和 27 年には 402,831 人になると見込まれています。年少人口と生産年齢人口も減少するものと見込まれますが、高齢者人口は若干の変動はあるものの緩やかな増加傾向が続くものと見込まれています。

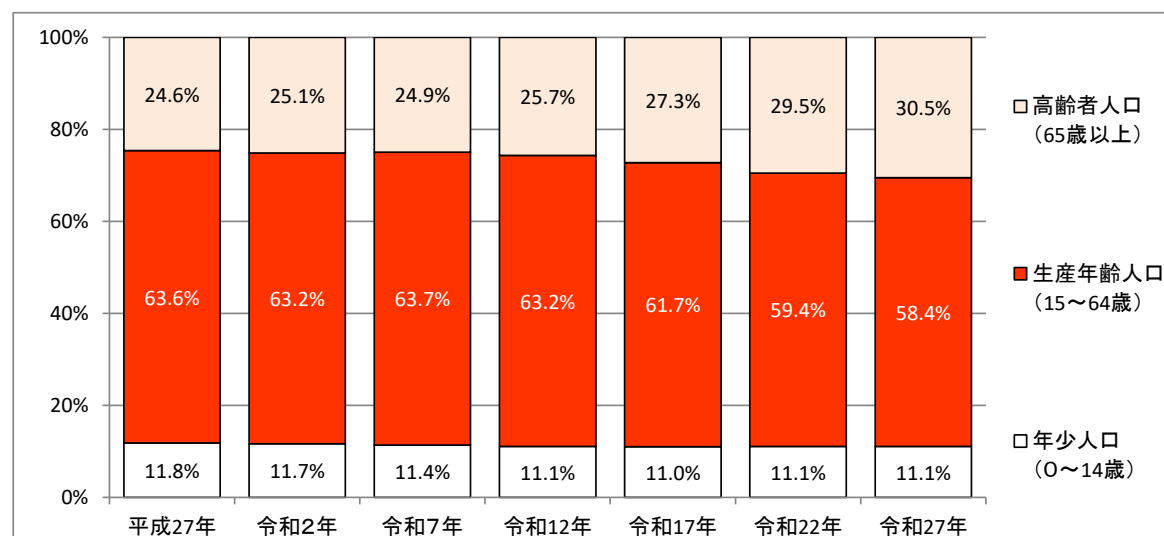
年齢三区分人口比率の将来推計を見ると、高齢者人口の比率（高齢化率）は今後も上昇を続け、令和 27 年には 30.5% になると見込まれています。年少人口と生産年齢人口の割合は横ばいから下降傾向で推移するものと見込まれています。

図 1-2-1 総人口・年齢三区分人口の将来推計



日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：平成 30 年 3 月推計
（平成 27 年は国勢調査に基づく））

図 1-2-2 年齢三区分人口比率の将来推計

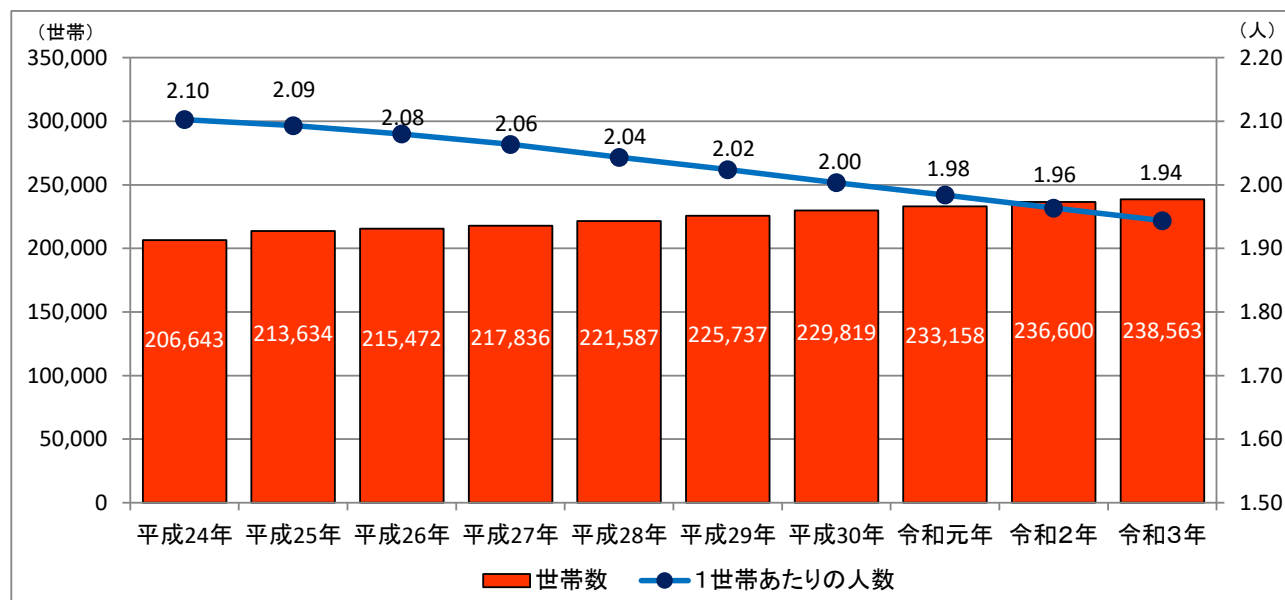


日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：平成 30 年 3 月推計
（平成 27 年は国勢調査に基づく））

③世帯数・1世帯あたりの人数

葛飾区の世帯数は増加傾向にあり、令和3年には238,563世帯となっています。1世帯あたりの人数は緩やかな減少傾向にあり、令和元年以降は2人を割り込み、令和3年には1.94人となっています。

図1-3 世帯数・1世帯あたりの人数

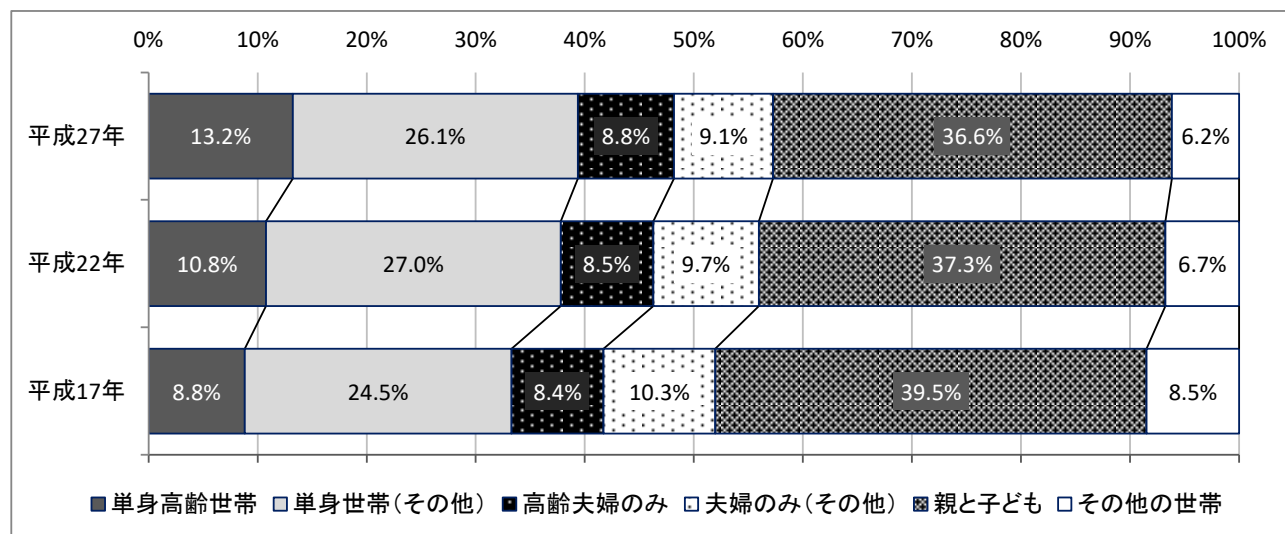


住民基本台帳・各年1月1日現在（平成25年より外国人も含む）

④家族形態の推移

家族形態の推移を見ると、単身高齢世帯と高齢夫婦のみ世帯の割合が上昇傾向にあり、特に単身高齢世帯の伸びが大きくなっています。親と子ども世帯、夫婦のみ世帯（その他）の割合は低下傾向にあります。

図1-4 家族形態の推移

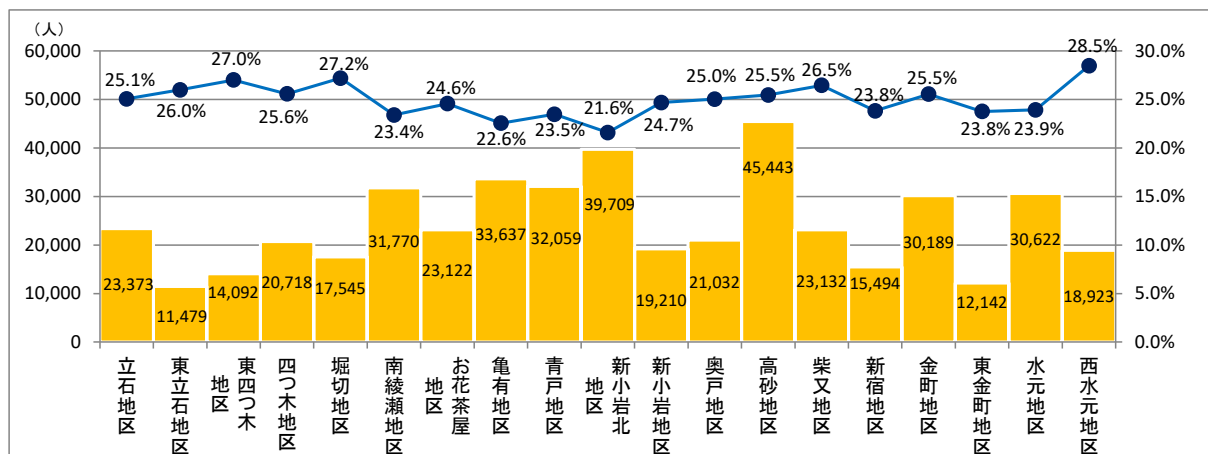


国勢調査・各年10月1日現在

⑤19 地区別人口・高齢化率

19 地区ごとの人口を見ると、高砂地区が 45,443 人と最も多く、次いで新小岩北地区、亀有地区、南綾瀬地区の順となっています。高齢化率は西水元地区が 28.5%と最も高く、次いで堀切地区、東四つ木地区、柴又地区の順になっています。新小岩北地区は 21.6%と最も低くなっています。

図 1-5 19 地区別人口・高齢化率



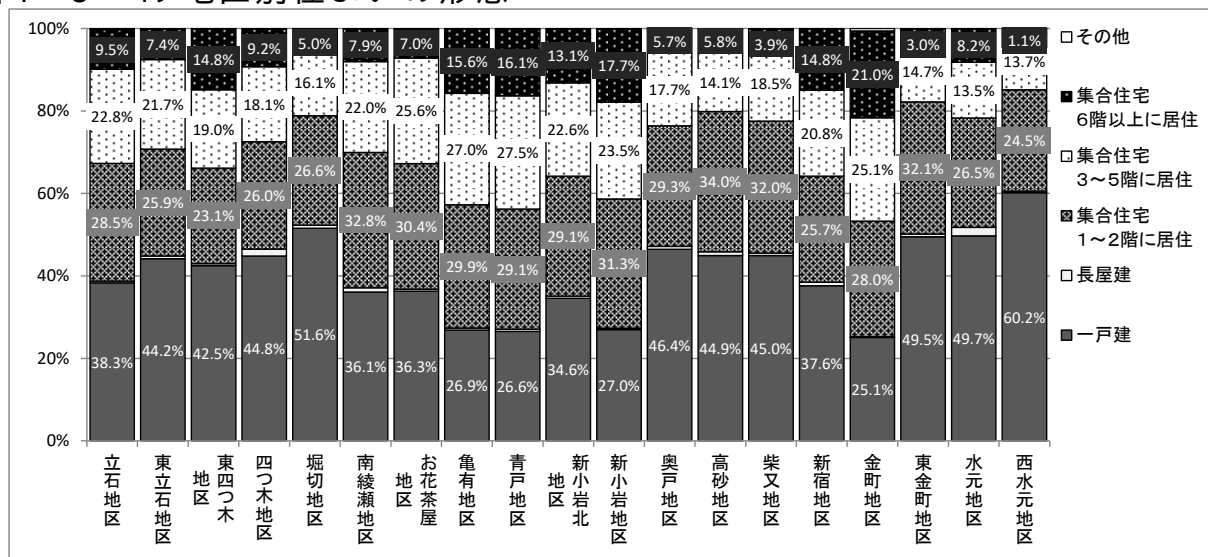
住民基本台帳・令和 3 年 1 月現在

※地区区分は地区連合会の単位に準じていますが、統計処理の関係で範囲に若干の相違があります。

⑥19 地区別住まいの形態

19 地区ごとの住まいの形態の割合を見ると、一戸建の割合は西水元地区で 60.2%と最も多く、次いで堀切地区、水元地区、東金町地区の順となっています。集合住宅の割合は金町地区で 74.1%と最も多く、次いで青戸地区、新小岩地区、亀有地区の順となっています。金町地区では 6 階以上に居住している世帯が約 2 割と多くなっています。

図 1-6 19 地区別住まいの形態



国勢調査（平成 27 年）

※地区区分は同上。「長屋建」「その他」の割合表示は省略しています。

2. 地域をめぐる課題

課題 1

多様化・複雑化する生活課題への対応

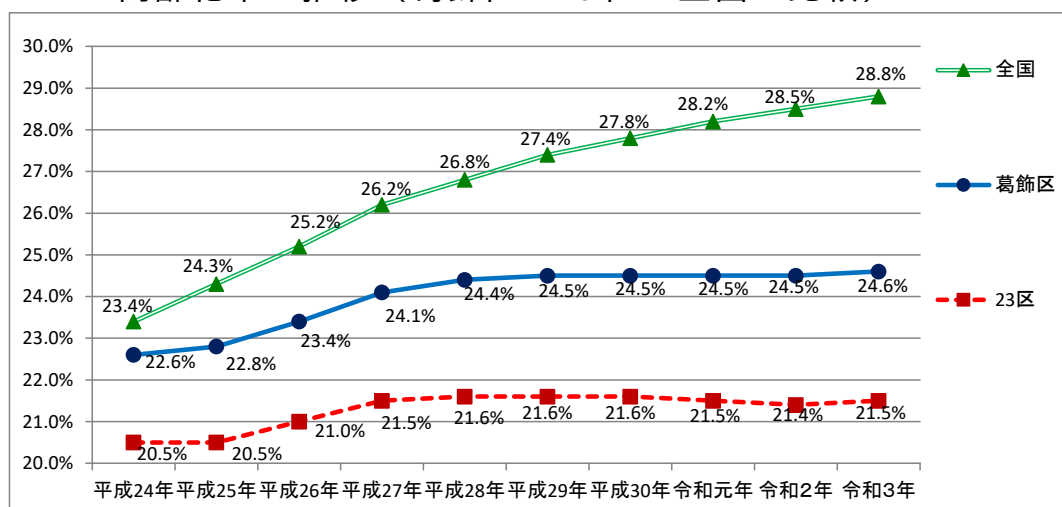
①高齢者をめぐる状況

～ 地域で高齢者や家族を支える基盤が必要

葛飾区の高齢化率は、近年は横ばいで推移していますが、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあります。

見守りが必要な高齢者や介護している家族を地域でどのように支えていくのが課題となっています。またコロナ禍により身体活動が低下したり、人との交流が減ったりするなどの弊害も生じており、新たな生活環境に対応した支援も求められています。

図 2-1-1 高齢化率の推移（葛飾区・23区・全国の比較）

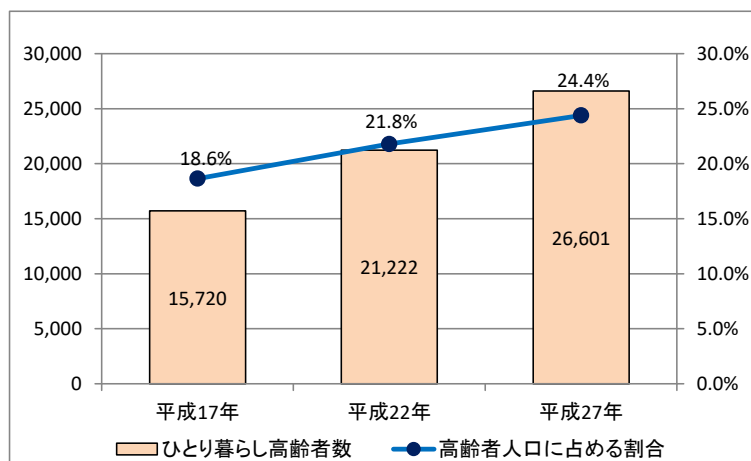


葛飾区・23区：住民基本台帳（平成25年より外国人も含む）
／全国：人口推計（総務省統計局）・各年1月1日現在

図 2-1-2

ひとり暮らし高齢者数

※令和2年度国勢調査の該当結果が公表された際には、その内容を反映します（令和3年11月公表予定）。



国勢調査・各年10月1日現在

②子ども・子育て家庭をめぐる課題

～ 地域全体で子どもの健やかな成長を支えることが必要

アンケート調査によると、5歳以下の子どもの保護者の約9割が子育てに関して不安や悩みがあると回答しています。背景には、核家族化や隣近所のつきあいの希薄化などに伴う保護者の孤立があると考えられます。親族等に子どもをみてもらえることができない保護者は2割以上に上っています。

子育ての負担を保護者のみが負うのではなく、地域全体で子どもの健やかな成長を支えていくことが必要とされています。児童の保護者を対象としたアンケート調査では、学校と家庭や地域が連携して活動できる環境については比較的評価する意見が多くなっていますが、子育て支援に関する地域のボランティア活動についてはあまり評価しないという意見が多く、子育てを支える地域力の向上が課題となっています。

図2-2-1

子育ての不安や悩みの有無

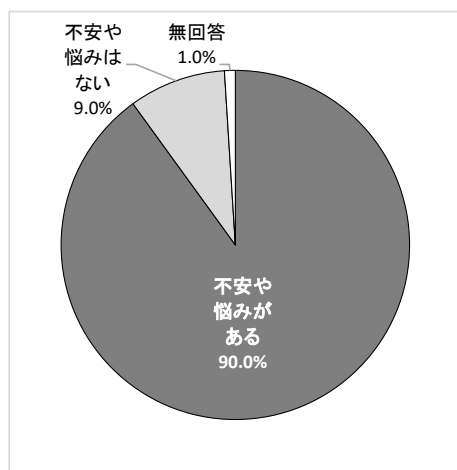
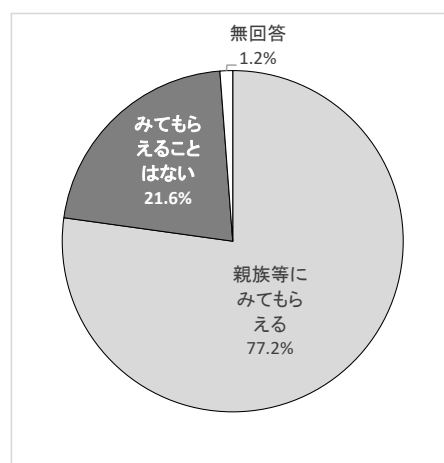


図2-2-2

子どもをみてもらえる親族等の有無



葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査（令和元年）

図2-2-3 学校と家庭や地域が連携して活動できる環境

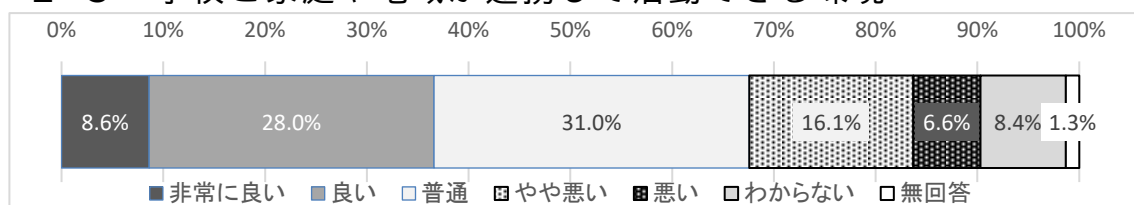
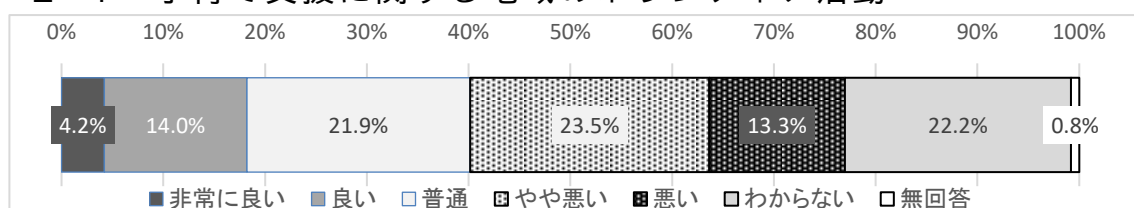


図2-2-4 子育て支援に関する地域のボランティア活動



葛飾区子育て支援に関するアンケート調査結果（令和元年度）

③障がい者支援の課題

～ 生活基盤の整備に加え、地域住民の障がい理解がカギに

葛飾区の身体障害者手帳所持者数は緩やかな減少傾向にあります。愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、さまざまな障がいや支援ニーズに対応した生活基盤の整備が必要であり、障がい福祉サービス等の公的サービスだけでなく、社協のハンディキャブ運行など地域の力を活用した取り組みも重要です。また、地域住民の障がいや障がい者に対する理解を促進するとともに、発達障がいや高次脳機能障がい、難病など、これまで制度の狭間にあった障がいに対する支援も一層充実する必要があります。

図 2-3-1 身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）

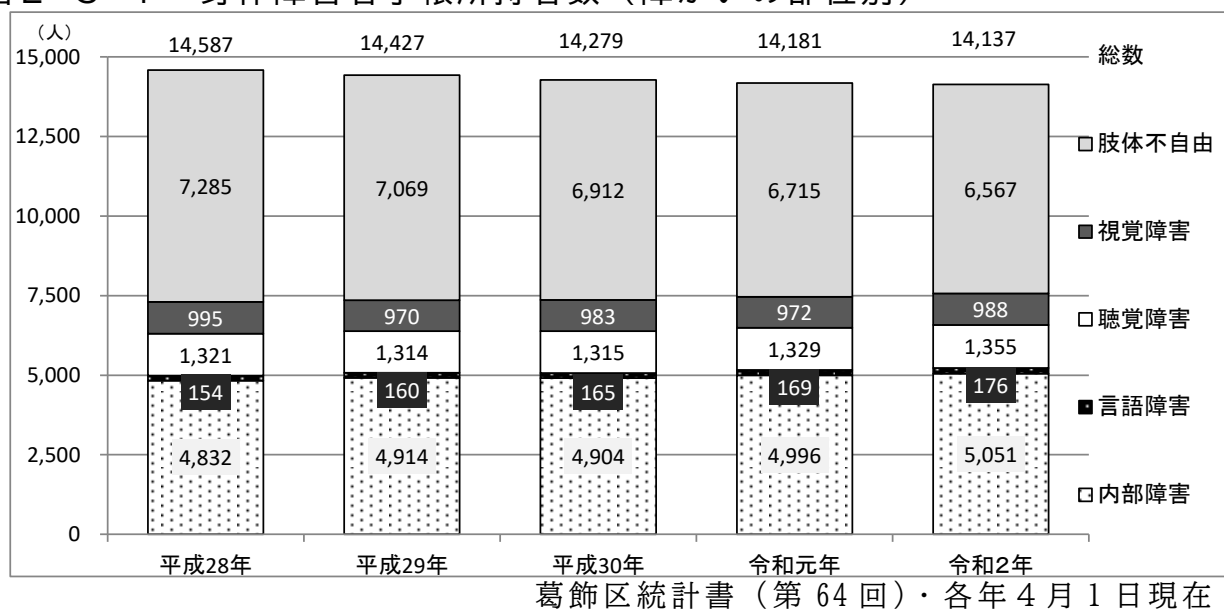
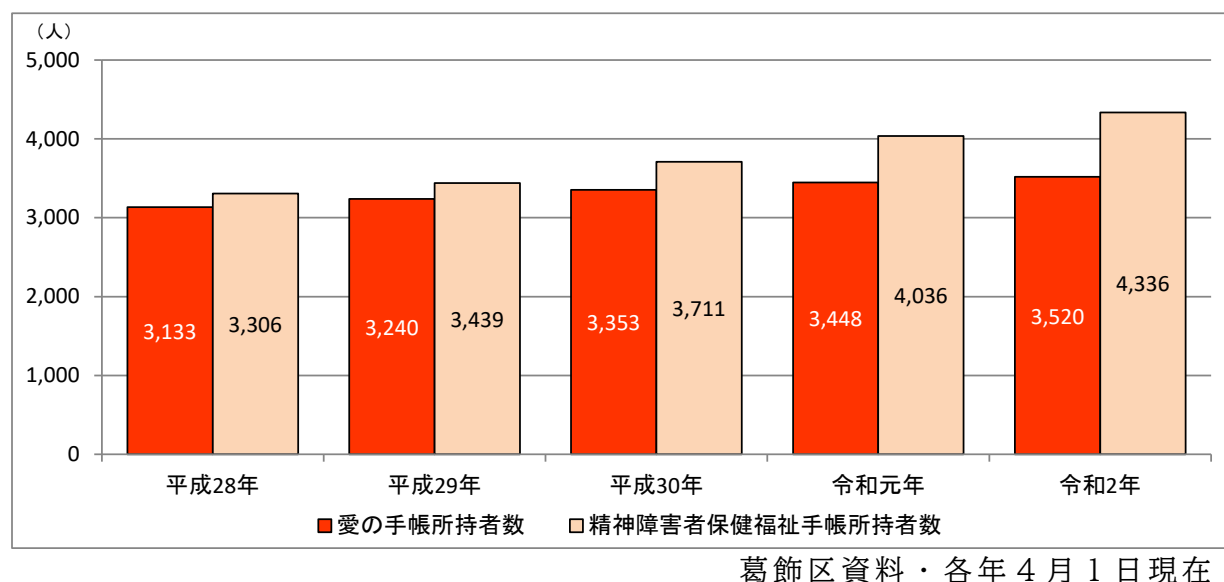


図 2-3-2 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数



④外国人や生活困窮者など、多様な住民が抱える課題

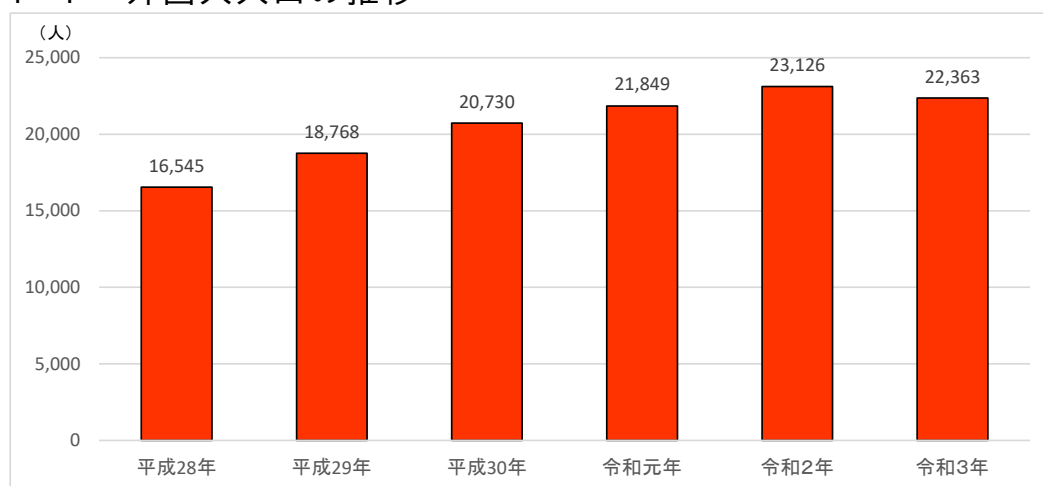
～ 多様性を尊重しながらきめ細かな支援を行える地域づくりを

葛飾区の外国人人口は増加傾向が続いていましたが、令和3年にはコロナ禍の影響もありやや減少しました。言葉の問題や文化・習慣の違いから、他の住民と行き違いが生じたり、地域とのつながりを持つことが難しいといった課題を抱えているケースも多くなっています。

一方、葛飾区の生活保護被保護世帯数、被保護者数は令和元年度まで概ね横ばい、保護率はやや低下傾向にありましたが、令和2年度にはコロナ禍の影響により休業等で減収した方への生活福祉資金の特例貸付が総計 20,000 件を超えており、今後は生活保護の対象者数も増加に転じる可能性があります。

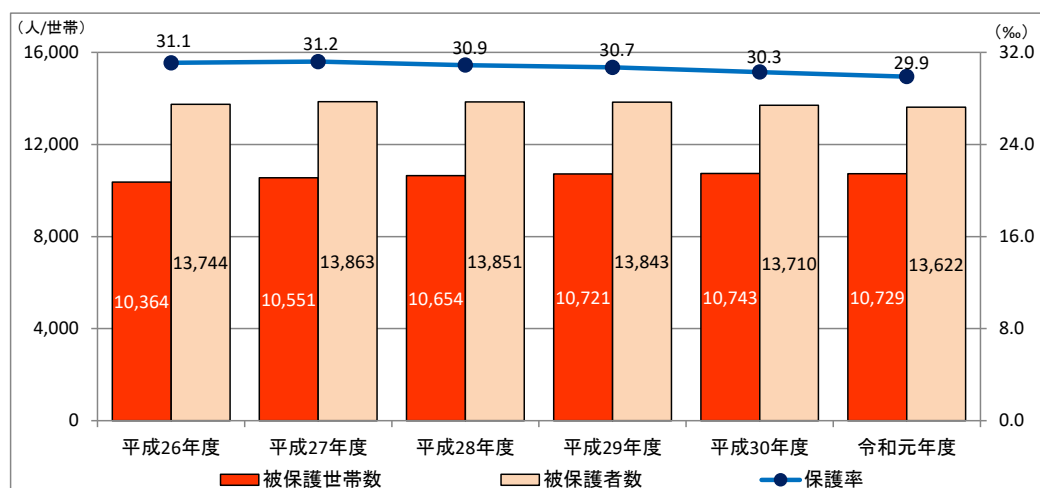
住民の多様化が進むとともに、生活課題もまた複雑化、多様化しており、多様性を尊重しながら、一人ひとりの事情に応じたきめ細かな支援が行える地域づくりが必要とされています。

図2-4-1 外国人人口の推移



住民基本台帳・各年1月1日現在

図2-4-2 生活保護の状況



葛飾区の現況第55版(令和2年度)・各年度末日現在

⑤孤立、孤独死や自殺などの問題

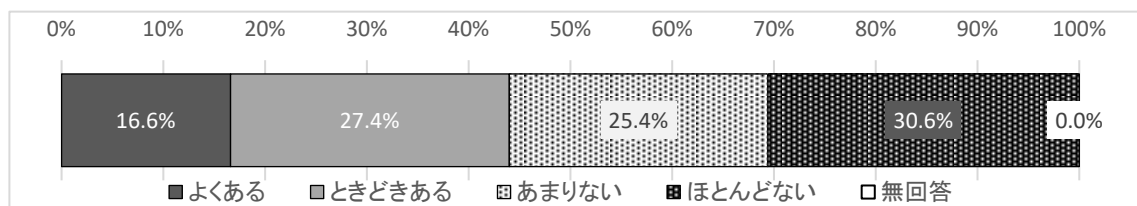
～ 孤立し困っている人を見逃さない地域づくりを

仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外とほとんど交流がない、いわゆるひきこもりの状態にある人は潜在的にはかなりの数に上ると見られており、ひきこもりの長期化と保護者の高齢化により生活が立ち行かなくなる「8050 問題」も深刻化しています。葛飾区の 18～39 歳の若者に、何日も家や自室に閉じこもって外に出たくないと思うことがあるか聞いたところ、4 割以上が「よくある」「ときどきある」と回答しています。

また、葛飾区でいわゆる「孤独死」の状態で見つかった高齢者数は増加傾向にあり、この 10 年間で 1.5 倍以上になっています。葛飾区の自殺者数については、毎年増減しながら、近年は 80 人から 100 人あまりで推移しています。

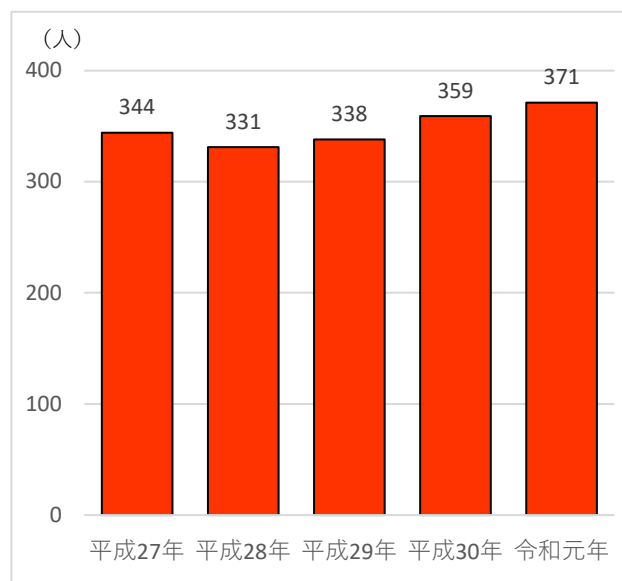
ひきこもりや孤独死、自殺は、周りの人たちの気づきと支援によって防ぐことができると言われてしています。地域で孤立し、追い詰められて困っている人を見逃さない地域づくりが必要とされています。

図 2-5-1 何日も外出したくないと思うことがあるか

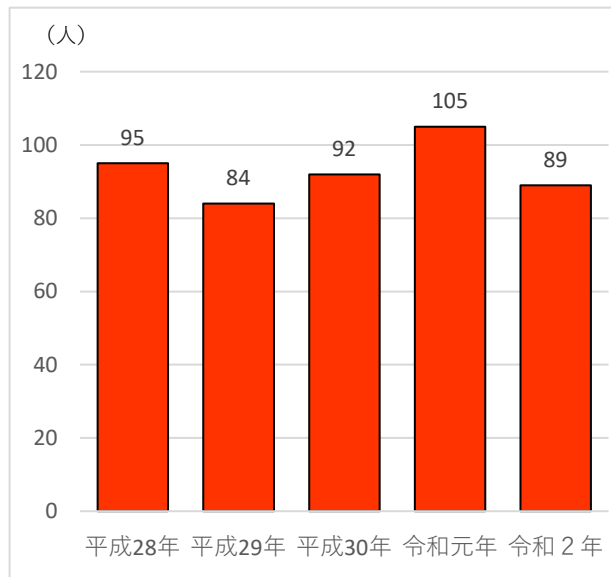


葛飾区子ども・若者に関する調査結果報告書（平成 30 年度）

図 2-5-2 自宅で遺体が見つかった 65 歳以上の高齢者数
図 2-5-3 自殺者数



東京都監察医務院で取り扱った自宅
住居で亡くなった単身世帯の者の統計



地域における自殺の基礎資料
（厚生労働省）

⑥自分の権利を守ることが困難な人に対する支援

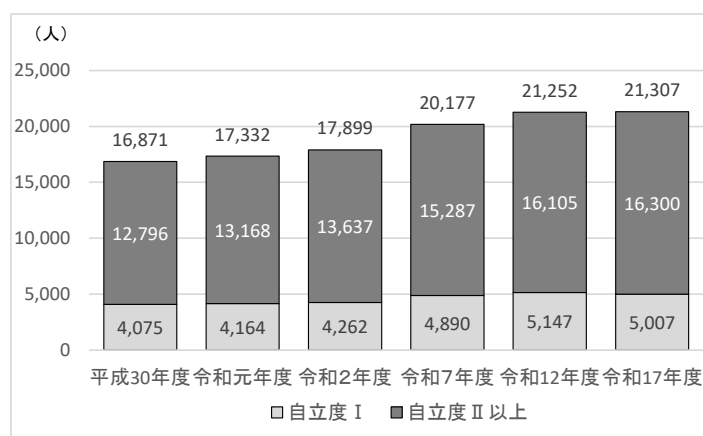
～ 増加する認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援が必要

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の増加に伴い、金銭管理やサービス利用の手続き等に支援が必要な人が増えています。認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方は、平成30年度には12,796人でしたが、令和17年度には16,300人と、この間に約1.27倍増加するものと推計されています。

葛飾区の成年後見制度利用者数は、令和2年度には712人でしたが、成年後見制度対象人口(利用の必要性が高いと考えられる自立度Ⅲ以上の認知症高齢者及び重度知的障がい者、重度精神障がい者の数)は今後増加するものと見込まれており、成年後見制度等の権利擁護支援の一層の充実が必要とされています。

図2-6-1 認知症高齢者数の将来推計

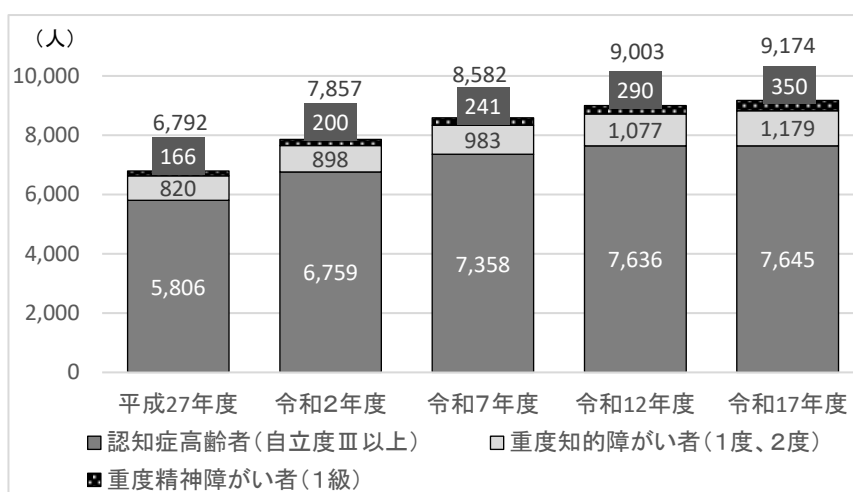
《参考》認知症高齢者の日常生活自立度判定基準



ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

図2-6-2 成年後見制度対象人口の将来推計



認知症高齢者数：要支援・要介護認定者数推計と自立度Ⅲ以上出現率（令和元年度認知症高齢者数等の分布調査報告書《東京都》）より推計

重度知的障がい者、重度精神障がい者数：愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数実績値より推計

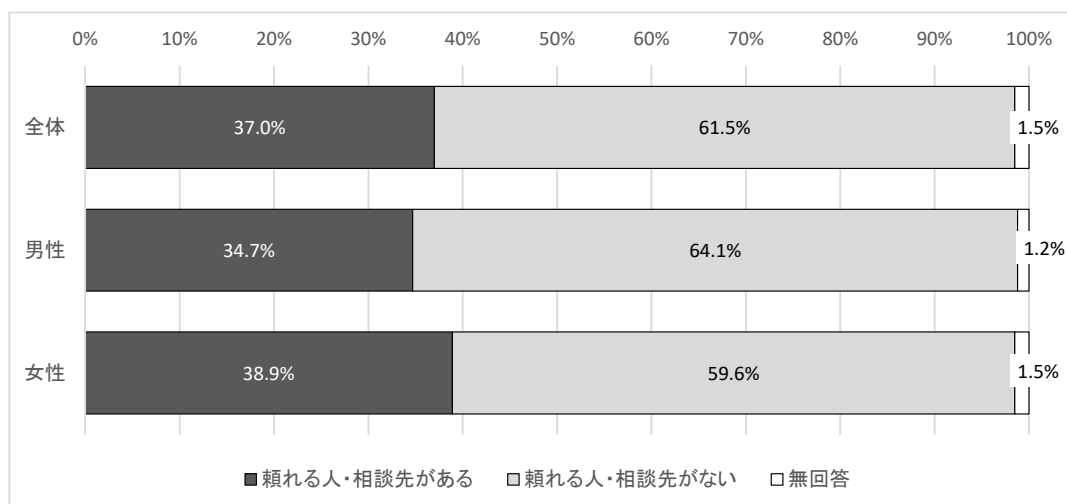
課題 2

地域のつながりの希薄化と「新たな支えあい」の必要性

①地域のつながりの希薄化

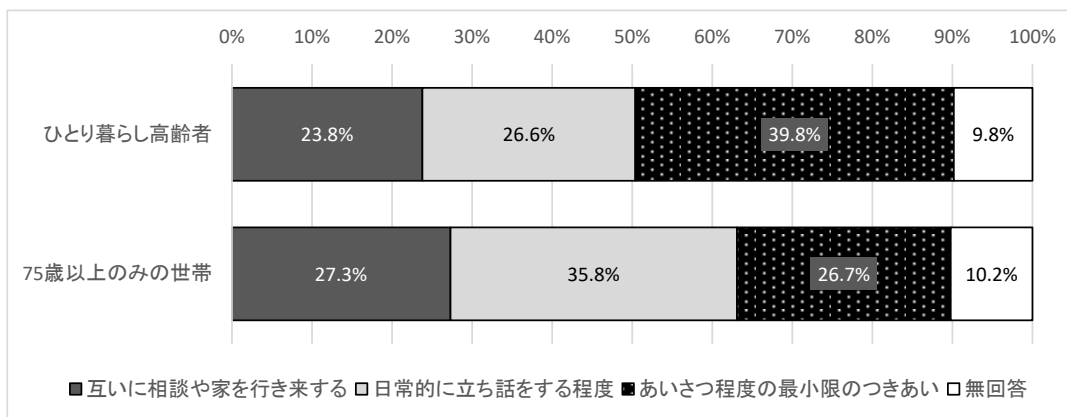
～ 定住志向が強いものの、近隣とのつきあいが少ない人も多い
葛飾区では、区内在住年数 30 年以上の方が約半数を占めており、今後も区内に住み続けたい方が 8 割以上と、定住志向の強い地域となっています。下町の人情味あふれる地域性をよく保っていることが特徴ですが、一方で高齢化の進行や近隣関係の希薄化といった全国的な傾向とも共通するところがあります。20 歳以上の区民を対象とした調査では、地域に頼れる人や相談先がないという人は 6 割に上っています。また、ひとり暮らし高齢者を対象とした調査では、約 4 割が近隣とはあいさつ程度の最小限のつきあいしかないと回答しています。

図 2-7-1 地域で頼れる人・相談先（男女別）



葛飾区政策・施策マーケティング調査（令和 2 年度）

図 2-7-2 ひとり暮らし高齢者・75 歳以上のみの世帯の近隣との交流状況



ひとり暮らし高齢者及び 75 歳以上の方のみの世帯実態調査報告書（平成 29 年度）

②地域活動の担い手不足

～ 活動の担い手の高齢化や新たな参加者の不足が深刻に

葛飾区では、自治町会・高齢者クラブなどの地縁団体や、さまざまな分野のボランティア・市民活動団体などが活発に活動していますが、地域活動の担い手の高齢化や新規参加者の不足が問題となっています。

小地域福祉活動に参加している方を対象としたアンケート調査では、地域の課題として「地域活動の担い手不足や高齢化」が最も多くなっています。また、ボランティア団体やNPO等を対象としたアンケート調査でも、活動や組織運営に関する課題として「メンバーの高齢化」「新しいメンバーが集まらない」が上位を占めており、活動や団体の種類にかかわらず、担い手の確保が大きな課題となっていることが伺えます。

図 2-8-1 地域の課題（小地域福祉活動調査：上位 5 項目）

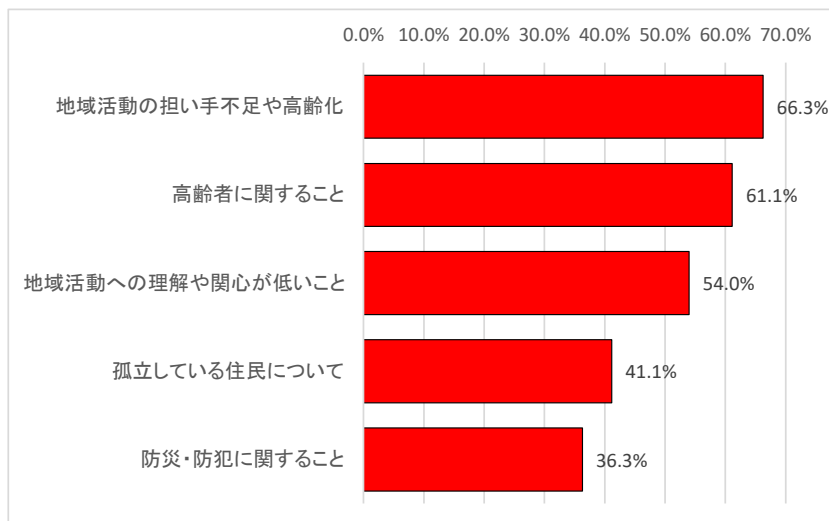
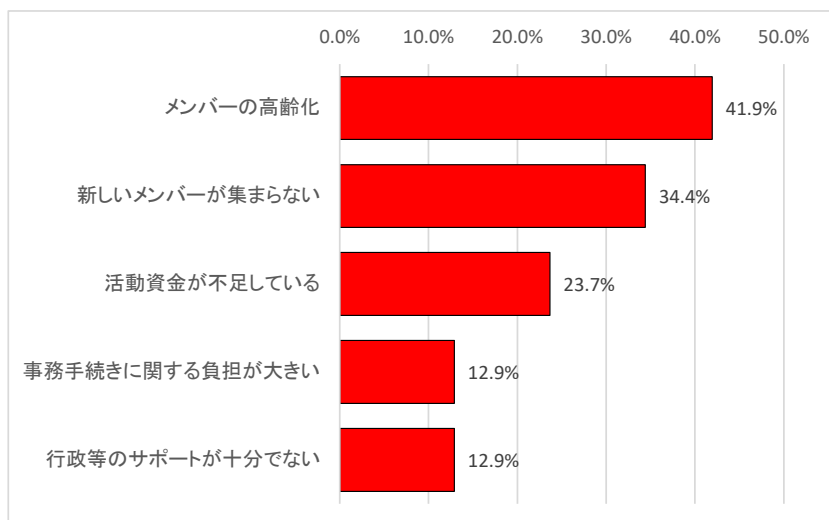


図 2-8-2 活動や組織運営に関する課題（地域福祉活動団体調査：上位 5 項目）



第 4 次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（令和 3 年度）

③地域活動への期待の高まりと新たな担い手の確保

～ 潜在的な参加希望者を活動に結びつけることが課題

活動の担い手が不足する一方で、相次ぐ自然災害や孤独死・虐待・貧困等の社会問題の深刻化に伴い、地域のつながりや地域活動の大切さを見直す動きが高まっています。アンケート調査では、自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠だという回答が7割近くに上っています。

地域活動の重要性が認識されている一方で、最近1年間に地域活動に参加したという回答は2割あまりにとどまっています。社会的活動に今後参加したいという回答は増加傾向にあることから、活動に関心はあっても、さまざまな理由で参加にまでは至っていない方が多いと考えられ、潜在的な参加希望者を実際の活動にどのように結び付けていくのかが大きな課題となっています。特に若い世代ほど地域とのつながりや活動への参加が少ないことから、若年層にどのように働きかけていくのか検討する必要があります。

図2-9-1 地域活動の必要意識

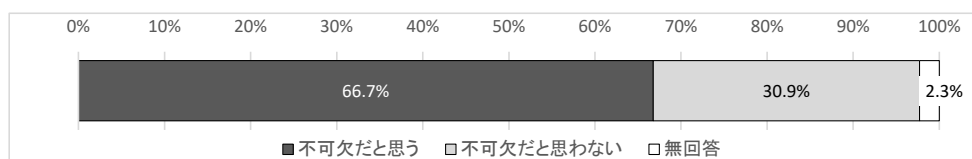
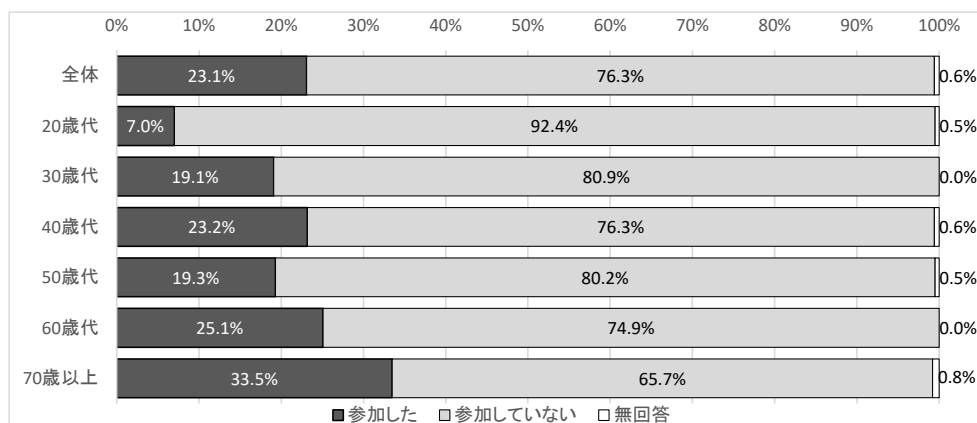
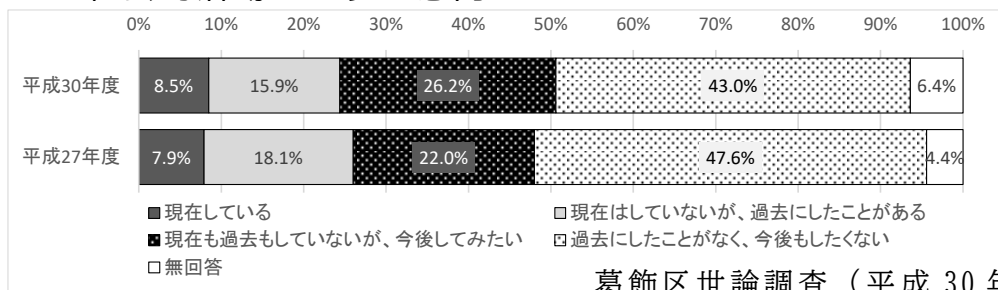


図2-9-2 最近1年間の地域活動への参加（年齢別）



葛飾区政策・施策マーケティング調査（令和2年度）

図2-9-3 社会的活動への参加意向



葛飾区世論調査（平成30年度）

④社会福祉法人との新たな協働・連携

～ 社会福祉法人が持つ資源や専門性の活用に期待

平成 28 年に改正された社会福祉法では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取り組み」の実施に関する責務規定が創設されました。

葛飾区内の社会福祉法人に今後の地域公益活動について聞いたところ、今後新たな活動に取り組みたいという回答が上位を占めており、活動に積極的な法人が多いことが伺えます。地域との関わり方についても、福祉活動の要となって関わりたいという回答が最も多く、今後地域のネットワークの中で社会福祉法人が重要な役割を果たすことが期待されます。

取り組んでいる活動の内容を見ると、「職員の知識や経験を活かした活動（職員の派遣、講座の講師等）」が最も多く、社会福祉法人が持つ資源（職員・専門性・ノウハウ）を地域のために一層活用することが望まれます。特に、地域活動の担い手の確保・育成のために、社会福祉法人が持つ人材育成ツール（ボランティアや実習生、インターンシップの受入等）を活かしていくことが重要です。

図 2-10-1 今後の地域公益活動

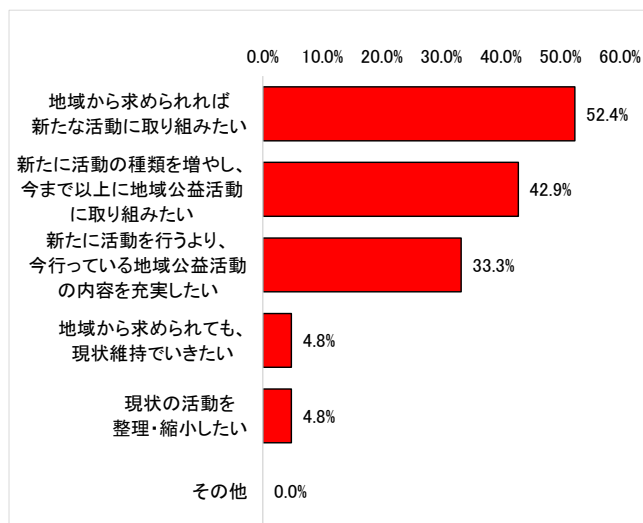


図 2-10-2 地域との関わり方について

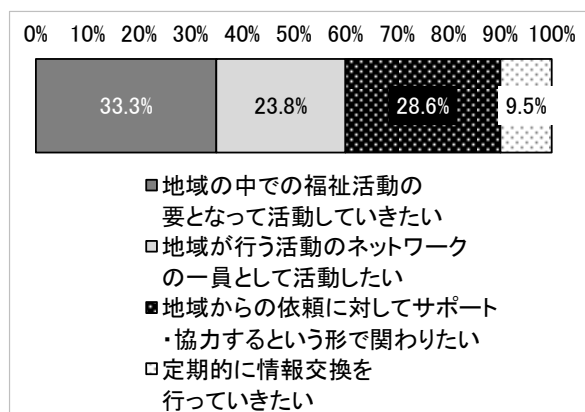
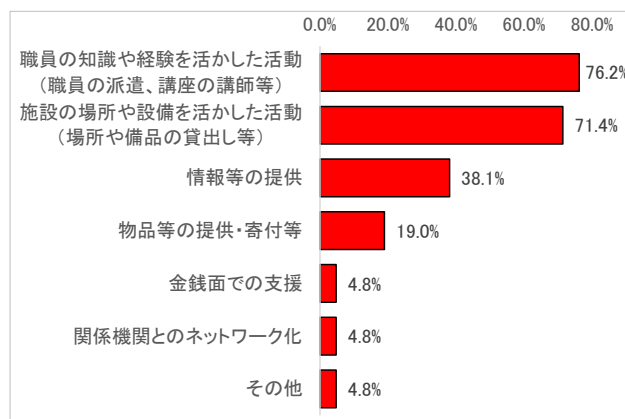


図 2-10-3 地域公益活動の内容



社会福祉法人地域公益活動アンケート調査（令和 3 年度）

課題 3

地域における連携体制づくりと包括支援の強化

①活動主体同士の連携の不足

～ 連携の必要性は認識されているが実際には不十分

地域ではさまざまな活動主体が多様な取り組みを行っていますが、自治町会などの地縁団体とボランティア・市民活動団体などのテーマ型団体の間では、十分な連携ができていないのが現状です。地域活動に参加している方でも、地域の中で自分たち以外にどのような活動主体がどのような活動をしているのか十分知らないことも多くなっています。

小地域福祉活動に参加している方を対象としたアンケート調査では、地域課題解決のための連携が「必要だと思う」という回答が9割近くに上っており、連携の必要性は広く認識されていると考えられます。また、福祉専門職・専門機関等が進めるべき取り組みでも、「地域内の連携体制づくり」という回答が最も多くなっています。一方で、ボランティア団体やNPOを対象としたアンケート調査では、他の団体との連携ができていない理由として、「連携するきっかけやつながりがない」という回答が最も多くなっています。

図2-11-1 地域課題解決のための連携の必要性（小地域福祉活動調査）

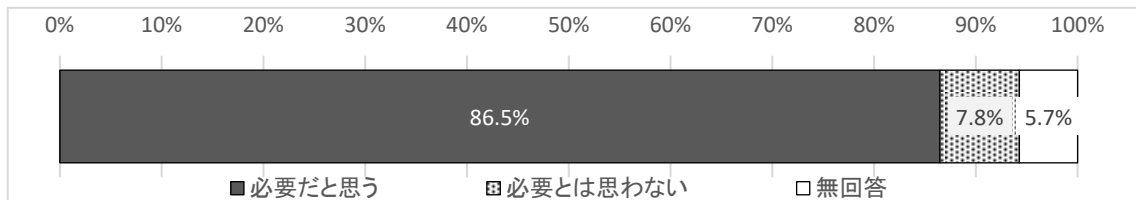


図2-11-2 福祉専門職・専門機関等が進めるべき取組（小地域福祉活動調査：上位5項目）

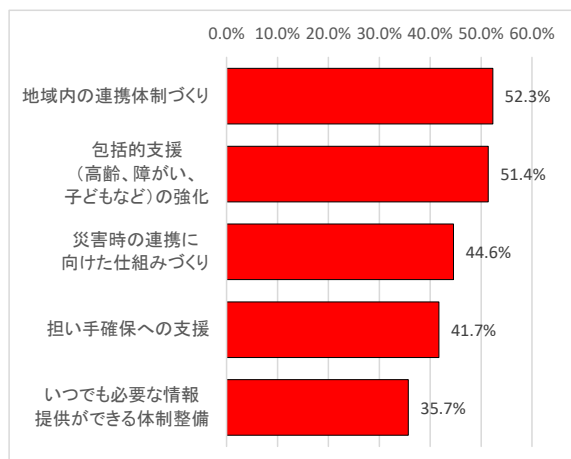
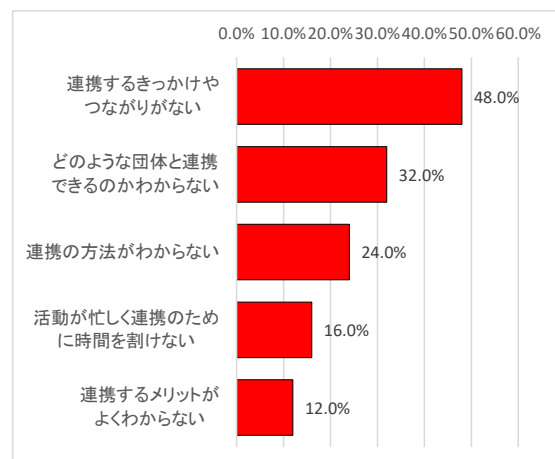


図2-11-3 連携できていない理由（地域福祉活動団体調査：上位5項目）



第4次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（令和3年度）

②地域のさまざまな活動主体の連携・協働、ネットワークづくり

～ 地域のコーディネーター役としての社協へ

アンケート調査から、具体的に連携が必要だと考えられている活動主体を見ると、小地域福祉活動に参加している方では「社会福祉法人・福祉施設」に次いで「ボランティア」「NPO・市民活動団体」が上位に挙がっており、テーマ型の取り組みとの連携が必要であるという意見が多くなっています。地域福祉活動団体や社会福祉法人でも、「自治町会」が上位に挙がっており、地縁型の取り組みとテーマ型の取り組みの連携の必要性があることが双方から認識されていることがわかります。

地域の活動主体相互の連携と包括的支援の強化が求められる中で、地縁型、テーマ型双方とのつながりを有する社協や社協職員等の福祉専門職・専門機関等には、地域の情報共有と連携のコーディネーター役としての役割を果たすことが期待されています。社協がこれまでに培ってきた地域での幅広いつながりを生かして、自治町会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO・市民活動団体、社会福祉法人などさまざまな活動主体の連携を促進し、地域の情報センター、地域ネットワークの中心として、新たな時代に対応できる社協に進化していくことが求められています。

図2-12-1 必要な連携先（小地域福祉活動調査：上位5項目）

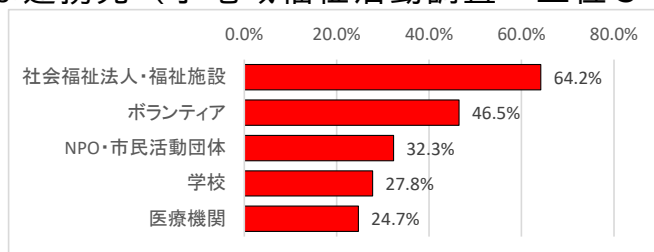
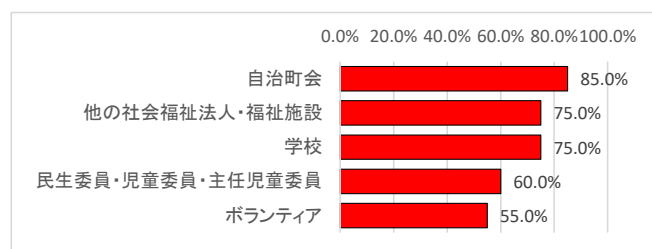


図2-12-2 連携が必要な活動主体（地域福祉活動団体調査：上位5項目）



第4次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（令和3年度）

図2-12-3 今後連携が必要な活動主体（上位5項目）



社会福祉法人地域公益活動アンケート調査（令和3年度）

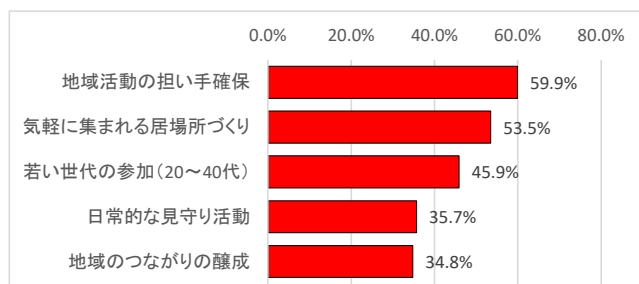
③地域の居場所づくりの可能性 ～ 居場所を活用した活動の展開

地域活動の推進には、「人材」とともに「場所」も重要です。地域の中に活動拠点があることで、多くの人が集まり、さまざまな活動の舞台となるだけでなく、人と人とのつながりが生まれ、相談や見守りにつなげることもできます。

小地域福祉活動に参加している方に、地域課題を解決するために必要なことを聞いたところ、「地域活動の担い手確保」に次いで、「気軽に集まれる居場所づくり」が多くなっており、社会福祉法人へのアンケート調査でも同様の回答が上位に挙げられています。また、地域活動の拠点の必要性については、8割以上の方が「非常に必要だと思う」「必要だと思う」と回答しており、地域における活動拠点の必要性が広く認識されていることが伺えます。

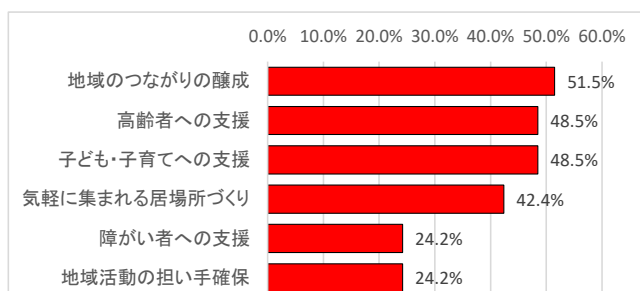
誰もが気軽に立ち寄って、お茶を飲みながら話したり、さまざまな活動を行える拠点が身近にあることが理想ですが、居場所づくりに適した場所を確保することは必ずしも容易ではありません。公共施設、民間施設の空きスペースや、空き家、空き店舗の活用なども検討する必要がありますが、社会福祉法人の地域公益活動では「施設の場所や設備を活かした活動」も多く行われており、福祉施設が有するスペースを柔軟に活用することも選択肢の一つになり得ると考えられます（21 ページ図 2-10-3 参照）。

図 2-13-1 地域課題を解決するために必要なこと
(小地域福祉活動調査：上位 5 項目)



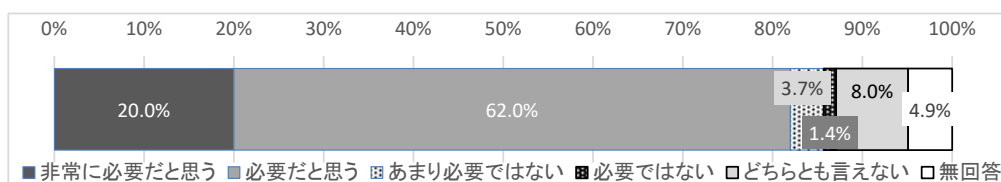
第 4 次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（令和 3 年度）

図 2-13-2 必要な活動や取り組み
(上位 6 項目)



社会福祉法人地域公益活動アンケート調査（令和 3 年度）

図 2-13-3 地域活動の拠点の必要性（小地域福祉活動調査）



第 4 次葛飾区地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（令和 3 年度）

3. 第3次計画の成果と課題

★重点 このマークがついている取組は、第3次計画の重点的な取り組みです。

(1) 地域で支えあい、つながるしくみをつくります

①小地域福祉活動の推進

★重点 1

第3次計画の成果

- 活動内容や頻度などに差はあるものの、参加者には活動の必要性が広く認識されてきており、地域住民が主体となり19地区それぞれで工夫した取り組みが行われています。活動の支援体制も整いました。
- 各地区の活動の継続と充実を図ることができるように検討会を設置し、地域の実情に応じた、また、独自性を尊重した活動が展開できるように助成金制度や参加人数や回数に応じた加算する仕組み、各地区の小地域福祉活動の情報を定期的に提供するなど支援方法を見直しました。
- 各地区の活動報告や地区で抱える課題などを共有し、今後の活動に活かしてもらうために年1回講演会や情報交換会などを開催しています。

第4次計画に向けた課題

- 地域の特性やニーズに合わせた活動を進めるとともに、活動の見える化、活動の定期化を目指しながら、内容の充実を図っていくことが必要です。また、活動の拠点として、気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要になっています。
- 若い世代の理解や参加・協力が得にくく、役員等の高齢化が進んでいることから、地域福祉への理解を広く住民に浸透させるとともに、新たな担い手を募っていく必要があります。
- 外国人人口の増加などに伴い、住民の生活課題の多様化が進む中で、社会福祉法人をはじめとする地域のさまざまな関係機関との連携・ネットワークを強化するとともに、専門職による助言・支援や、多様な手段を活用した情報発信・情報共有が必要です。

② ボランティア活動の推進

第3次計画の成果

- 年度ごとに内容を変えるなど、工夫をこらしながらの講座の開催や、団体紹介、活動発表の場としてのボランティアまつりの定期開催を行いました。
- 情報誌やメールマガジンなどを活用した分かりやすい情報の発信や助成金によるボランティアグループへの支援など、ボランティア活動の活性化を図りました。



第4次計画に向けた課題

- 新たなボランティア層の発掘やマッチングに向け、SNSを活用した情報発信の充実が求められています。
- 講座受講者を具体的な活動につなげる人材育成のしくみづくりが必要です。
- ボランティアやNPOと更なる連携を進めたボランティアまつりの開催が求められています。

③ 福祉教育の充実

第3次計画の成果

- 実績を見ると必ずしも目標どおりとは言えない事業もありますが、体験学習や学校への出前講座などで、高まる福祉教育へのニーズにほぼ応えることができています。
- 総合的には、児童・生徒の福祉やボランティア活動に関する意識を高めることにつなげることができています。



第4次計画に向けた課題

- 具体的なボランティア活動参加につなげる仕組みづくりが必要です。
- 情報発信の充実と周知の工夫とともに、教育機関だけでなく地域や企業においても福祉教育を充実させることが必要です。

④ 地域団体・福祉団体等の支援

第3次計画の成果

- 助成事業を通して、地域の福祉団体や福祉施設の活動を支援するとともに、地域福祉活動の推進を図ることができました。



第4次計画に向けた課題

- 一定の成果はあるものの、取り組みについて周知を図っていくことや、団体同士の連携による地域福祉活動の推進についても考えていく必要があります。

(2) 区民同士のたすけあい活動を広げます

①地域支えあい活動の充実

★重点2

第3次計画の成果

- 取り組み事業の、しあわせサービス、ファミリーサポートセンター、生活支援ボランティア、ハンディキャブ運行事業、高齢者食事サービス活動支援は、いずれも、公的サービスではまかないきれない部分を支える住民参加型の貴重なサービスとなっています。
- それぞれの事業において利用件数が減少傾向にあり、担い手の不足や高齢化という共通の課題もあります。



第4次計画に向けた課題

- 担い手を確保するための情報発信を充実するとともに、ニーズや時代の変化に対応した対象者等の見直しが必要です。
- 組織内サービス間の情報共有と連携により、さまざまな場面や機会を使ってPRするなど、会員減などの課題解決に向けて横断的な取組を展開していく必要があります。
- 加えて、利用件数や担い手の減少についての検証、分析が必要とされています。

②成年後見センター機能の活用

★重点3

第3次計画の成果

- 第3次活動計画に示された方向性や目的に沿って成年後見センターの機能を活用し、計画に掲げられた具体的な各取組についても着実に進捗しています。
- 一方で、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度や仕組みをさらに活用・推進するためには、自らの権利を守ることが難しく、地域生活の継続が困難な人など、地域に潜在する対象者を一人でも多く発見し、サービス提供につなげることが必要です。



第4次計画に向けた課題

- 令和2年度より成年後見制度に係る地域ネットワークの中核機関の運営を葛飾区から受託したため、制度のより円滑な利用促進に向け、広報・普及啓発の充実や本人の状況等に応じた適切な成年後見人等候補者の調整、親族後見人の適切な後見業務への支援等を図ることが必要です。
- 関係機関との連携強化により、支援が必要な方を早期に発見し、潜在需要の発掘に努め、サービスや制度の利用など適切な支援につなげていく必要があります。

③健康づくり・生きがいづくり

第3次計画の成果

- 介護支援サポーターではサポーター一人数、受け入れ施設数が着実に増えています。
- シニア就業支援事業（ワークスかつしか）への来所者数、あっせん就職者数、高齢者作品展の出品者はいずれも減少傾向にありますが、シニア世代の生きがいづくりや活躍の場として必要とされています。



第4次計画に向けた課題

- 制度の普及啓発のために、ニーズの変化に対応した条件の緩和など、制度の見直しが必要です（高齢者作品展・介護支援サポーター）。
- 潜在的な事業の対象者（利用者・援助者）への働きかけとともに、援助者を他の事業に紹介する仕組みづくりが必要です。
- シニア就業支援事業（ワークスかつしか）については、多様な働き方に応えられるよう、企業者側と求職者側双方の開拓と登録整備が必要です。

④福祉人材の育成・活用

第3次計画の成果

- 手話講習会で学び、手話通訳者として活躍している方が増えており、通訳者の派遣件数も例年 1,500 件を超えています。
- 一方で、手話通訳者を目指さない方の活躍の場は限られています。



第4次計画に向けた課題

- 受講生が無理なく続けられるようなカリキュラム作りと修了者の手話の技能を活用できる場づくりが必要です。
- 新型コロナウイルスの対策も含め、定員数をはじめとした講習会の仕組みを検討し、一人ひとりへのきめ細かな指導ができるよう講習会の充実を図っていきます。
- 手話通訳派遣事業を充実させるため、関係者と連携しながら、新たに登録する通訳者の育成を進めていきます。

⑤募金活動の推進

第3次計画の成果

- 自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て地域に根差した募金活動を毎年実施することができました。



第4次計画に向けた課題

- 更なる募金趣旨の周知によって、募金額の維持・増額を図り、地域福祉の充実のために活用していく必要があります。

(3) 自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

①在宅福祉サービスの充実

第3次計画の成果

- ひとり暮らし高齢者毎日訪問事業は例年1,200人の方が利用しており、あいさつなどひと声かけることにより孤独感を解消するとともに、利用者の確実な安否確認につながっています。
- ひとり親家庭等に一定期間ホームヘルパーを派遣することによりその自立を図っているものの、必ずしもニーズに対応できていない部分もあります。



第4次計画に向けた課題

- 各事業間での一層の周知を行い、利用者の増を図ります。
- 安否確認については、関係機関や同様のサービスとの連携、介護サービスや住居などの利用者情報の収集を徹底し、安否確認を強化していきます。
- 利用希望者のニーズ等が変わり、現行では対象とならない事例について、サービスの必要性を十分に考慮し、利用要件の見直しやサービス内容等を検討する必要があります。

②生活福祉資金の貸付等

第3次計画の成果

- 低所得者・高齢者・障がい者・離職者への貸付を行い、世帯の自立を支援しています。
- 小口生活資金の滞納債権整理が一定程度進んでいます。

第4次計画に向けた課題

- 新型コロナウイルスの影響を受けた世帯に対する特例貸付の償還時期を迎えるため、職員の体制づくりが必要です。
- 貸付を受けなければ課題が解決しない世帯への制度の周知が必要です。
- 東京都社会福祉協議会の貸付事業で対応可能であることから、本会独自の小口生活資金貸付の廃止について検討する必要があります。

③災害ボランティア活動の支援

第3次計画の成果

- 講座や訓練、活動を通して災害ボランティア活動の普及啓発を進め、毎年20名程度の災害ボランティアの新規登録者があります。
- 城東ブロックでの連携体制の構築は始まっていますが、災害支援団体などとの連携体制はまだ十分ではありません。

第4次計画に向けた課題

- 情報発信の仕組みづくりと強化を図ることが必要です。
- 災害支援団体などとの連携体制の強化が必要です。

(4)「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります

①社協運営の充実

第3次計画の成果

- 例年「事業評価制度による事務事業の見直し」を実施し、これを活用して「活動計画推進体制の整備」に繋がっています。
- 「執行体制の構築」や「活動計画に対する区の支援要請」において、計画に掲げた成果を上げていると考えられます。



第4次計画に向けた課題

- 事業評価と次期計画策定との調整を図ることが必要です。
- 職員増員に伴う事務執務体制（場所・環境等）の確保を図ることが必要です。
- 計画を進めるにあたり必要となる予算等について、区と継続協議を行うことが必要です。

②情報発信・広報活動の強化 ★重点4

第3次計画の成果

- 社協だよりの全面カラー化、ガイドブックの改定、パネルやスタッフジャンパー、アエナちゃん「着ぐるみ」の作成などを通じて、社協の周知やPRに努めています。
- 一方で、ホームページの改良や新たなメディアの活用は十分進んでいないのが現状です。



第4次計画に向けた課題

- 新たなメディアの活用の評価・検討を行い、年齢層に応じた効果的な情報発信を実施することが必要です。
- 広報紙については、幅広い世代にとって、より見やすく、関心を引くような紙面づくりに努めることが必要です。

③財政基盤の強化

第3次計画の成果

- 会員増強活動については目標を下回っていますが、他の取組については財政基盤の強化に成果を上げることができており、社協運営体制をより強固にする結果が得られています。



第4次計画に向けた課題

- 各種関係機関・関係団体との連携強化を図るとともに、情報発信や会員増強活動にさらに力を入れていく必要があります。
- 基金運用の更なる工夫を図り、地域住民の福祉向上のため、基金を有効に活用する施策を検討・実施する必要があります。

4. 第4次計画に向けたポイント

葛飾区の現状、地域をめぐる課題、第3次計画の進捗状況などを踏まえて、第4次計画の5年間に重点的に対応する必要があるポイントを3点に集約しました。本計画の推進にあたっては、これらのポイントを特に念頭に置いて取り組みを実施していきます。

ポイント1 多様化・複雑化する地域課題への対応

今や単身世帯の比率が一番多くなる等、人口構造や若者の雇用環境の変化などが進む中で、外国人、生活困窮者、ひきこもりなど地域住民の多様化も進んでおり、それぞれの住民が抱える生活課題もまた多様化、複雑化しています。このような地域課題に対応していくためには、従来の高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯など対象者ごとに分かれた支援では不十分です。地域福祉の活動の中で、縦割りに捉われない分野横断的な取組を推進することで、複合的な課題を抱える対象者を包括的にサポートしていくことが必要とされています。また、認知症高齢者や障がい者など、自分の権利を守ることが困難な方をサポートするために、権利擁護支援を推進することも重要です。

ポイント2 活動の担い手や参加者の増加促進

多くの活動で、活動の担い手の高齢化や新たな担い手の不足が深刻化しており、講座・講習の参加者数やボランティアの登録者数も伸び悩んでいるのが現状です。アンケート調査結果から、活動に関心はあっても実際の参加に結び付いていない潜在的活動者が多数いることが伺えることから、気軽に活動に参加できるようにするためのきっかけづくりが重要であると考えられます。特に若い世代の参加が少ないことから、若年層にどのように働きかけていくのか、情報発信の内容や方法等も含めて検討する必要があります。

ポイント3 地域のコーディネーター役としての社協へ

社協は今後、地域の「住民主体」の活動への支援を一層強化していきますが、地域ではさまざまな活動主体が取り組みを推進している一方で、活動主体相互の理解や連携があまり進んでいないのが現状です。地域でさまざまな活動主体とのつながりを持つ社協には、人と情報のネットワークの中核としての役割を果たすことが期待されています。地域の期待に応えられるよう組織体制を強化するとともに、社協職員がより積極的に地域に足を運ぶことで、地域のコーディネーター役としての社協に変革していくことが求められています。地域住民や関係者・関係団体等の協働支援を通じて地域課題の解決に努め、より良い地域づくりに貢献していくため、地域の生活支援やネットワークづくりを担う専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討していきます。また、誰でも気軽に立ち寄れて、お茶を飲みながら会話したり、心配事の相談などができる地域の居場所づくりを推進し、地域におけるさまざまな活動の拠点にしていくことで、地域における助け合いの輪を拡げていきます。

コラム

コミュニティソーシャルワーカーの役割

- ① SOS を自分から発信できない方や、社会的孤立により支援につながらない方などを、地域の中で活動することを通して、地域の方の声をもとに、問題が重篤化する前に発見し、必要なサービスにつなぐとともに、専門機関と一緒に支援します。
- ② ひきこもり、セルフ・ネグレクト、ごみ屋敷問題など、適切なつながりがない方や、複数の課題を抱える方など、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な方を、地域の福祉力を育むことにより、地域の方と協力して支援します。
- ③ 一人一人の支援を通し、そこから見えてくる地域の課題について、地域の方と一緒に考え、支え合いや助け合いの仕組みづくりに取り組むことにより、地域課題を自ら発見、検討、解決できる地域づくりを支援します。

引用 葛飾区地域福祉計画（令和 2 年）

第 3 章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む
安心して暮らせる「わがまち葛飾」

葛飾区地域福祉活動計画では、第1次計画から「みんなで創り・育む 安心して暮らせる『わがまち葛飾』」を基本理念に掲げて地域福祉を推進してきました。地域福祉の主役は区民自身であり、「安心して暮らせる『わがまち葛飾』」は全ての区民と関係者が参加して、自分たちで「創り」「育む」ものです。第4次計画でもこの理念を継承し、引き続き取り組みを推進していきます。

2. 基本目標

基本理念を実現するために目指すべき目標として、以下の基本目標を掲げます。

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 地域のきずな

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 理解しあうところ

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 思いやりと安心の輪

基本目標 1

みんなで創り・育む 地域のきずな

地域福祉は地域住民とさまざまな活動主体が協働して推進していくものですが、その基礎となるのは身近な地域での人と人とのつながりです。さまざまな仕組みや取り組みを実施しても、地域の中で人のつながりや助け合う心が希薄であっては、それらをうまく活かしていくことは困難です。それぞれの地域で人の交流を促し、地域のきずなを深めていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

基本目標 2

みんなで創り・育む 理解しあうところ

地域では子どもや青少年、高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が生活していますが、普段の生活の中で多くの人と知り合ったり、交流したりする機会は少ないのが現状です。地域での支えあいや助けあいは、まずお互いのことをよく知り、理解しあうところから始まります。異なる世代、さまざまな立場の人同士がお互いに顔の見える関係を築き、共に暮らしていける地域をつくりあげていくことで、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

基本目標 3

みんなで創り・育む 思いやりと安心の輪

すべての人が安心して暮らすことができる地域の実現を目指すには、公的な福祉制度も重要ですが、地域が抱える生活課題や必要とされている支援は多種多様であり、それらにきめ細かく対応していくためには、区民やさまざまな関係者がそれぞれの力を活かして、柔軟な支援を提供していくことが必要になってきます。すべての区民や関係者が思いやりの心を持ち、安心の輪を広げていくことを通じて、安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現を目指します。

3. 計画の体系

基本理念、基本目標に基づき、以下の体系で取り組みを推進していきます。

基本理念	基本目標	基本方針
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」	1	1 地域でつながり、支えあうしくみをつくります 【住民主体の取り組み】
	2	2 住民同士のたすけあいの輪を広げます 【住民と社協が協力する取り組み】
	3	3 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちをつくります 【社協が関係機関と協働して安心を届ける取り組み】
	地域 の き ず な	4 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります 【社協の組織運営に関する取り組み】

取り組みの柱	主な取り組み
(1) 小地域福祉活動の推進 重点1	①実施体制の整備・活動支援 ②活動を担う仲間づくり ③地域関係者のネットワークづくり
(2) ボランティア・地域貢献活動の推進 重点2	①ボランティアまつり ②ボランティア・地域活動講座 ③専門ボランティア養成講座 ④相談・紹介・登録 ⑤ボランティアグループ支援 ⑥情報収集・発信のしくみの充実 ⑦NPO・地域貢献活動団体支援 ⑧災害ボランティアセンター機能の充実
(3) 福祉教育の充実	①ボランティアスクール ②福祉・ボランティア出前講座 ③福祉教育推進協力校支援 ④福祉教育研修会 ⑤手話講習会
(4) 地域団体・福祉団体等の支援	①地区高齢者支援活動助成金 ②地域福祉活動助成 ③高齢者食事サービス活動支援 ④フードバンク事業
(1) 地域支えあい活動の充実 重点3	①法人の地域ネットワーク化事業 ②居場所づくり事業 ③地域支えあい基金 ④助け合い活動経費支援
(2) 住民参加型サービスの推進	①しあわせサービス ②ファミリー・サポート・センター ③生活支援ボランティア
(3) 募金活動の推進	①歳末たすけあい・地域福祉活動募金 ②赤い羽根共同募金
(1) あんしん生活サービスの充実	①ハンディキャブ運行 ②手話通訳者派遣 ③ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業 ④ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
(2) 生活福祉資金の貸付等	①生活福祉資金貸付 ②小口生活資金貸付
(3) 権利擁護支援の推進 重点4	①相談事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③訪問援助事業 ④人生のエンディングの準備支援事業
(4) 健康づくり・生きがいづくり	①ワークスかつしか（シニア就業支援事業） ②高齢者作品展（かつしか大人のアートフェア） ③介護支援サポーター
(1) 社協運営の充実	①事業評価制度による事務事業の見直し ②事務局執行体制の構築 ③活動計画推進体制の整備
(2) 情報発信・広報活動の強化	①社協だよりの発行 ②社協の案内・ガイドブックの発行 ③ウェブメディア、SNSの活用 ④評議員会の審議事項の情報提供等
(3) 財政基盤の強化	①会員増強活動 ②寄付の紹介 ③事業収入の確保 ④区・都・東社協からの助成援助 ⑤基金の運用

第 4 章

重点的な取り組み

第4次計画の重点的な取り組みについて

第3章で集約した3点のポイントも踏まえて、第4次計画のさまざまな取り組みの中でも特に重要なものを今期の重点的な取り組みに定め、今後5年間で取り組みを集中的に推進していきます。各取り組みの中でも特に重要な項目について重点目標を掲げ、取り組みの評価を行う際の指標とします。

重点1 小地域福祉活動の推進

活動の背景と方向

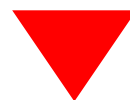
下町の人情味あふれる地域性を持つ葛飾区でも、地域のつながりは徐々に薄れつつあります。ゆたかな地域性を再び取り戻すために、住民同士の交流を図ることで人のつながりを深めていく取り組みを促進します。また、地域住民が専門機関や関係者・関係団体と連携しながら、自分たちにできる範囲で地域課題を解決していけるように、見守り活動や支えあい活動などを通じて孤立防止や多様な活躍の機会を生み出す小地域福祉活動を推進していきます。

活動の目的

身近な地域で「ふれあい・支えあい・たすけあう」活動の仕組みをつくり、区民が中心となって、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動を考えるとともに、『福祉』をキーワードとして地域のつながりを取り戻します。

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
地域の推進組織に参加して、地域の困りごとや心配ごとの解決に向け活動しましょう。	それぞれの活動分野に応じて、区民の取り組みを支援したり、協働して活動しましょう。	区民の活動にさまざまな支援を行うとともに、地域の多様な主体と連携した取り組みの促進を図ります。



具体的な取り組み

実施体制の整備・活動支援

- ・実施地区において活動の継続と充実を図ることができるように支援します。
- ・職員による支援体制や支援方法の充実を図ります。

活動を担う仲間づくり

- ・地域の活動を通じて、仲間づくり（担い手の確保）を進めます。
- ・地域の関係団体と連携・協力しながら、新たな協力者を増やしていきます。

地域関係者のネットワークづくり

- ・地域の福祉課題を受け止め、協議し、活動を創り出し展開することにより、課題の早期発見や予防につながるよう、ゆるやかなネットワークづくりを進めます。

重点２ ボランティア・地域貢献活動の推進

活動の背景と方向

葛飾区内では、さまざまなボランティア・地域貢献活動が行われていますが、住民の関心をより高め、多くの住民による積極的な活動への参加を促し、福祉、まちづくり、環境、防災・防犯、社会教育・子ども健全育成、スポーツ・文化など多様な活動への理解を深めながら、ボランティア・地域貢献活動を進めていくことが大切です。

これらの活動を今後より良いものにしていくために、活動の裾野を広げ、幅広い年代の参加を図るとともに、自治町会などの地縁団体や社会福祉施設等の関係者・関係団体、一般の事業者との連携を図ることが必要です。さまざまな活動者・活動主体の連携・協力のもと、わがまち葛飾を実現するための活動を推進していきます。

活動の目的

区内で行われているボランティア・地域貢献活動を一層充実するために、活動に関する情報提供やPR、活動参加の促進、講座の開催等を通じて活動者・活動団体を支援するとともに、地縁団体や関係者・関係団体等との連携を推進することで、活動の活性化を図っていきます。

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
ボランティア・地域貢献活動について理解を深めるとともに、自らも活動に参加するよう努めましょう。	ボランティア・地域活動団体との連携・協働を通じて取り組みの充実を図りましょう。	ボランティア・地域貢献活動センターの運営を通じて、総合的な活動の推進を図ります。

具体的な取り組み

ボランティア・地域活動講座

- ・ボランティア・地域貢献活動に参加したことがない人が、活動に興味や関心をもつきっかけとなるような体験講座などを実施します。また、実際の活動に参加してみたいという人に対して、研修会や交流会、活動団体への理解を深めるための講座も実施します。
- ・ボランティアや福祉の枠にとらわれず、暮らしに役に立つ内容や地域のニーズに触れる体験などの講座を開催し、地域での活動参加につながるきっかけをつくります。

相談・紹介・登録

- ・「誰もが活動できるセンター」を目指し、活動に関する問い合わせや要望があった際には、現状では対応が難しい場合でも、丁寧に相談を受け止め、新たな活動の開発やコーディネートを積極的に行っていきます。また、自主的に活動している個人や団体などに対してセンターへの登録を促します。合わせて、ボランティアを求めるニーズ側からのアプローチだけではなく、活動をしたい人の希望や関心も重視し、マッチング・アウトリーチ・コーディネート機能の充実を図ります。

NPO・地域貢献活動団体支援

- ・団体の設立やNPO法人化に関する相談に対しては、メリットとデメリットを説明したうえで、団体設立や法人化のバックアップを行います。法人化した団体については、専門職による相談や、補助金等各種事業の案内などで運営を支援します。団体の育成支援では、団体同士が交流し情報交換することで、活動に対する客観的評価や課題解決、新たな取り組みのヒントを得る機会となる情報交換会を開催します。

災害ボランティアセンター機能の充実

- ・災害時に役立つ基礎知識から、災害ボランティアの養成など幅広い内容の講座を開催し、自らを守るための方法や被災地・被災者を支援する災害ボランティアの重要性を伝え災害時に活躍できる人材の育成と災害ボランティア登録促進を図ります。
- ・災害ボランティア及びセンターの役割についての周知・啓発や災害ボランティア活動にかかる諸問題の検討、マニュアルの改訂や設置・運営訓練などを行います。また、被災時の対応について区、社協、災害分野を専門とするNPO法人や災害支援団体などを含めた広域的な連携を図ります。

重点3 地域支えあい活動の充実

活動の背景と方向

高齢者や障がい者、子育て中の保護者などが地域で生活するためには、ちょっとした手助けが必要になることがあります。また、生きづらさや孤立に苦しむ人たちも支援を必要としています。地域には、支援を必要としている人とともに、機会があれば支援を提供したいと考えている人も数多くいます。支援を必要としている人が、支援を提供したい人の手助けをうまく受けられるように、地域支えあい活動を一層充実させていくことが必要です。法人の地域ネットワーク化や地域支えあい基金の活用などを通じて、地域で行われているさまざまな支えあい活動を支援するとともに、気軽に立ち寄り話ができる居場所づくりを通じて、地域の生活課題を住民間で共有して解決に向かうような仕組みをつくります。

活動の目的

支援を必要としている人、支援を提供したい人のマッチングを通じて、人と人との緩やかなつながりを構築し、支えあいの仕組みがうまく機能するように調整を図ります。区民へのPRや活動の担い手の発掘・育成を積極的に推進することで、活動を希望する人に役割と出番を創出し、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となれる地域社会を築いていきます。

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
地域福祉の主役は地域住民自身です。身近な地域における生活課題に気づき、関心を持ちながら、地域の支えあい活動に参加しましょう。	それぞれの活動分野に応じて、情報共有や、支援する上での連携・協力を図りましょう。社会福祉法人は、公益的な活動を通じて、場所・人・専門性など保有する社会資源を地域に還元しましょう。	協働支援やネットワークづくりなどを通じて、支えあいの仕組みの構築や運営を行うとともに、関係者・関係団体や区とも連携して、区民へのPRや多様な役割と出番を提供します。

具体的な取り組み

法人の地域ネットワーク化事業

- ・葛飾区社会福祉法人ネットワークでは、区内の社会福祉法人が、相互に情報交換・情報共有しながら、地域の生活課題解決に向けた活動に取り組んでいきます。
- ・社会福祉法人が、これまで培ってきた特性や専門性をつなぎ合わせ、連携・協働して地域公益活動の実施や情報発信等を進めていきます。

居場所づくり事業

- ・身近な地域で誰にとっても安心して過ごせる、また気軽に立ち寄ることができる「居場所」と「居場所での役割」を提供します。
- ・地域住民相互の交流の促進を図ることによって、誰もがいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指します。

地域支えあい基金

- ・葛飾区社会福祉協議会への寄付金を財源として、共に支えあいながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現に向けて基金を設置します。

助け合い活動経費支援

- ・葛飾区社会福祉協議会が実施する地域における助け合い活動により生じた経費の補てんを行い助け合い活動を支援します。

重点4 権利擁護支援の推進

活動の背景と方向

日常生活を送る上で、商品を買う、サービスを利用する等、契約や判断を伴う場面が多々あります。ここで「権利擁護支援」とは、認知症や精神的な疾患などが原因で、そのような場面で判断が困難な場合に、本人にとってより適切な決定ができるようにお手伝いするとともに不当な権利侵害から守ることを言います。

急速に進む高齢化、核家族化の中で、認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活移行などを背景として、そうした権利擁護支援を必要とする方々が増加しています。

成年後見センターは、判断能力が低下しても地域の中で安心して暮らし続けられるように、ご自宅等を訪問して行う、見守りや福祉サービス利用の相談・援助、日常的金銭管理サービス、大切な書類等の預かりサービス等を推進していきます。

また、認知症高齢者等を法的に守る成年後見制度の利用促進を図るため、制度の周知普及や相談事業の充実、後見申立て手続きの支援等を推進するほか、関係機関との連携などにより権利擁護を必要とする方を早期に発見し、その課題に応じた支援方針を検討した上で、成年後見制度などの適切な権利擁護の仕組へとつなげていきます。

活動の目的

判断能力が不十分な高齢者や障がい者の日常生活を支える訪問援助事業を推進するとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度や仕組の利用促進と適切な活用を図り、区民や専門職、関係機関及び区と連携をしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるように支援していきます。

活動主体ごとの取り組み

区民の取り組み	関係者・関係機関の取り組み	社協の取り組み
身近な地域で支援が必要な人の発見や見守りに努め、必要に応じて成年後見センターや区の関係機関につなげましょう。	それぞれの専門性を活かしながら支援を行うとともに、支援が必要な人を多角的に支えるネットワークを構築していきましょう。	成年後見制度やその他権利擁護支援事業の周知や利用促進を図り、関係機関などと協力をしながら、権利擁護を推進していきます。

具体的な取り組み

一人ひとりの課題に向き合った解決のための取り組み

- ・権利擁護支援が必要な個々の状況は複雑・多様化していることから、専門職からなる検討支援会議等を活用し、一人ひとりに応じた課題の整理や支援方針の検討、後見人候補者の受任調整等を行い、解決に導きます。

地域連携の核としてのネットワークの構築

- ・成年後見制度に係る中核機関として、成年後見に関わる専門職団体や関係機関等による協議会を運営し、連携の強化や協力体制づくりを行います。

安心して自立した地域生活を続けるための支援

- ・ひとり暮らしの高齢者等の生活を支える訪問援助事業は、適宜モニタリングを実施し、援助内容の適正化を図ることで、利用者本位のサービスの提供に努めます。

身上保護を重視した法人後見の受任

- ・組織対応力やネットワークが活かされる事例など、検討支援会議で社協による後見が妥当とされたケースを中心に法人後見を受任し、ご本人の意思と尊厳に配慮した支援を行っていきます。

区民との協働によるきめ細やかなサービスの提供

- ・身近な支援者である生活支援員の確保や市民後見人の育成を引き続き行い、同じ地域に暮らす区民との協働により、本人に寄り添うきめ細かな支援に努めます。

第 5 章

取 り 組 み の 展 開

基本方針 1 地域でつながり、支えあうしくみを つくります【住民主体の取り組み】

活動の背景と方向

住み慣れたまちで元気に生き活きと暮らす、そのためには住民が抱えるさまざまな生活課題を、住民自らが担い手となり、参加と協力を通じて解決していくことが重要です。そのための方策として、地域のつながりを醸成し、それを基盤として小地域福祉活動やボランティア活動など、地域住民が主体となっていく取り組みを推進するとともに、福祉教育、地域団体・福祉団体への支援などを実施し、地域のさまざまな課題を発見・解決していきます。これらの取り組みをさらに推進するために、地域の生活支援やネットワークづくりを担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置について検討します。

（１）小地域福祉活動の推進 **重点 1**

①実施体制の整備・活動支援 **重点事業**

- ・ 地域が抱える生活課題を発見・共有しながら、地域の実情に応じた住民主体の活動（小地域福祉活動）を展開することにより、住民が抱える困りごと、心配ごとなどの改善や解決を目指していきます。
- ・ 各地区で展開されている活動の継続と充実を目指し、職員による支援体制や支援方法の充実を図ります。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 各地区の取り組みが継続、また充実し、地域における福祉課題のさらなる改善・解決が図れます。 ・ 地域のさまざまな住民が活動に参加することで、新しい取り組みが生まれます。

②活動を担う仲間づくり 重点事業

- ・地域での実践活動を通じて、担い手の確保に努めます。一定の取り組みに協力・活動する人たちの中から、意欲や資質のある人を見つけ出し活動につなげていきます。
- ・地域の福祉団体やボランティア、社会福祉法人、企業、NPO等と連携・協力しながら、お互いに支えあえる関係づくりを目指します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・地域の生活課題解決のため、調整力のある担い手が増え、活動の継続・充実が図られるとともに、支援を求める声が出やすい地域になっています。

③地域関係者のネットワークづくり 重点事業

- ・地域の実情に応じて、福祉関係者や行政、ボランティア、NPO等が気軽に参加・協働できる仕組みづくりを進めます。
- ・近隣のちょっとした変化に気づき、課題として共有し解決を図ったり、専門職や行政に連絡し公的な福祉サービスにつなげたりできるよう、地域における支え合いの担い手である様々な関係者とゆるやかなネットワークづくりを進めます。
- ・地域の課題を自ら発見、解決できる地域づくりを進めるため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・誰もが参加できる出会い・集いの場として、情報提供や意見交換する中で、支えあい、つながりあうことができるネットワークを作ります（2地区）。

(2) ボランティア・地域貢献活動の推進 **重点2**

①ボランティアまつり

- ・ボランティア活動について、広く区民の方々に理解してもらい、参加してもらうため、また、日ごろからボランティア活動に取り組んでいる方々の発表や交流の場としてボランティアまつりを開催します。
- ・社協だよりやホームページ、SNSのほか、近隣の町会へ周知協力を依頼するなど、積極的にPRを行い、多くの区民の方々にボランティア活動に親しんでもらうため、ボランティアまつりを情報発信の場として活用します。また、来場者の関心・理解を高めてもらうよう、各団体の日ごろの活動の紹介により、「体験・PR」の充実を図っていきます。
- ・感染症のパンデミック下においても、Webの活用などにより、何らかの形で情報発信ができるよう、状況に応じた開催方法を工夫します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・来場者数：6,000人

②ボランティア・地域活動講座 **重点事業**

- ・ボランティア活動への理解ときっかけづくりを目的とした講座をはじめ、具体的なボランティア活動を学び、体験する講座などを実施します。また、ボランティアグループやNPO法人などと連携し、受講後に実際の活動につながるよう、情報提供や活動の受け皿を提供するなど支援を行います。
- ・ボランティアや福祉の枠にとらわれず、暮らしに役立つ内容や、まち歩きなどで地域のニーズに触れ体験などの講座を開催し、受講者の興味・関心事をきっかけに地域での活動参加へつなげていきます。
- ・感染症のパンデミック下においても、Webの活用などにより、何らかの形で講座（講演）ができるよう、状況に応じた開催方法を工夫します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・修了生の活動支援：70人 (地域活動につながった人数)

③専門ボランティア養成講座

- ・環境、音訳、点訳、傾聴、食事サービスなど、専門的な知識や技術を必要とするボランティア活動に関する講座を開催します。
- ・実際の活動を体験するなど、より実践的な内容の講座を実施するとともにボランティアグループやNPO法人などと連携し、1人でも多くの方を活動につなげていきます。
- ・講座では、ボランティア活動の大切さを学ぶとともに、専門分野のボランティア活動に対する理解を深めながら、知識と技術を身につけ、それぞれの分野で活躍できる人材を養成していきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・修了生の活動支援：100人 (実践活動につながった人数)

④相談・紹介・登録 重点事業

- ・ボランティア活動希望者や受入れ希望者のニーズを適切に把握し、確実に効果的なコーディネートとタイムリーな情報提供を行っていきます。
- ・施設や地域で活動している団体から寄せられるボランティア情報などの収集に全力で取り組み、どの相談者に対しても的確な情報を提供できるように、ていねいで確実なマッチングを行っていきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ボランティア登録者数：2,500人（令和2年度実績2,056人） ・コーディネート件数：150件

⑤ボランティアグループ支援

- ・登録ボランティアグループに対し、活動の育成・充実・発展を図るため、活動運営に関する各種支援情報を提供します。
- ・助成金制度については、引き続きメールマガジンやSNSを活用し周知に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・利用団体数：16団体（令和2年度実績7団体）

⑥情報収集・発信のしくみの充実

- ・ボランティアセンターのホームページや、かつしかゴト。（ボランティアセンターだより）などを活用して、ボランティア・地域貢献活動に関する情報発信を充実させます。団体の活動報告や紹介を記事に反映させるなど、内容の充実を図ります。
- ・施設へのニーズ調査などで常に情報の収集に努め、区民からの相談に確実に対応していきます。そのためには、情報発信の中心となるホームページや広報紙の改良に取り組み、「簡単、わかりやすい、さがしやすい」を目指した広報媒体を作成します。
- ・幅広い年齢層へのボランティア活動の理解・啓発につながるPR・情報提供については、引き続きSNSを活用し充実に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・災害時にも活用できるホームページを開設できています。 ・SNSを活用した「ボランティアセンター周知度アンケート」を実施できています。

⑦NPO・地域貢献活動団体支援 重点事業

- ・区内で活動するNPO法人や地域貢献活動団体、これから活動を始めたいと考えている区民などを対象に、相談事業や普及啓発事業、団体の育成・支援を行います。
- ・職員による窓口での一般相談の他、地域に出向いての出張相談、税理士や社労士などの専門職による専門相談も行います。

- ・NPO法人や地域貢献活動団体を対象とした各種助成金等の情報発信に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・交流会や講座を通して、NPO法人が地域、行政、企業などと連携ができています。 ・オンラインやハイブリット方式による相談も積極的に行っています。

⑧災害ボランティアセンター機能の充実 重点事業

- ・ 災害ボランティア登録者に対し講座や研修を提供し、平時より災害ボランティアとしてのスキルアップができる体制をつくります。災害時には、ボランティアセンターと登録者が連絡をとりながら、登録者の事情にあわせてボランティア活動を行います。
- ・ 地域の防災訓練での登録の呼びかけや、学校での災害ボランティア講座などを通して、災害ボランティア活動に対する普及・啓発に努め、幅広い年代層に災害について理解してもらえるような講座を、企画・実施していきます。
- ・ 災害ボランティアに関するパネルやチラシなどを活用し、あらゆる機会を活用してPRに努めます。また、災害時に災害ボランティアセンターが有効に機能するよう、現状に即したマニュアルの改訂や災害ボランティアセンターの設置・運営訓練などを行います。
- ・ 職員のレベルアップを図るため、研修や訓練などを実施するとともに、実際に被災地から応援職員派遣要請があった場合は、可能な限り対応します。
- ・ 災害に関する情報発信の仕組みを作り、定期的な情報提供により、災害ボランティア活動をしっかりと支援していきます。
- ・ 災害時に役に立つ基礎知識から、災害ボランティアセンター運営スタッフの養成まで、幅広く災害ボランティアに関する講座を開催します。
- ・ 被災時の情報の混乱を避け、活動を円滑にするため、区、ボランティア団体、NPO、近隣区のボランティアセンターや関係機関などと連携して、災害ボランティア連絡会議を開催します。また、災害支援団体などとの被災時の役割の把握と確認を行うなど、連携ネットワークの整備に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 登録災害ボランティア：300人（令和2年度実績219人） ・ 定期的な情報交換や交流会の開催により、行政とNPO・ボランティア団体と社協のネットワークができています。 ・ 災害時に多様な被災者支援ができるように、平時から各種団体との連携を強化されています。

(3) 福祉教育の充実

① ボランティアスクール

- ・ ボランティア活動に関心・興味のある中・高生を対象に、基礎学習や体験学習などを実施し、福祉やボランティア活動への認識を深めてもらうとともに、将来の活動者としての人材育成を図ります。
- ・ 受講生に具体的な活躍の機会を紹介できるよう、情報収集に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 延べ参加者数：4 0 0 人 (5 年間の延べ参加者数 3 3 8 人)

② 福祉・ボランティア出前講座

- ・ 福祉やボランティア活動への理解を深めるため、学校や地域に福祉関係者やボランティアを講師として派遣し、講座を開催します。また、幅広い内容の講座を提供するため、出前講座講師を養成するとともに、NPO 法人やボランティアグループなどにも講師の派遣を依頼します。
- ・ 「車いす体験学習」「手話体験学習」「アイマスク・ガイドヘルプ体験学習」など体験活動を通して、福祉やボランティア活動に対する認識を深めながら、ボランティア活動参加へのきっかけをつくります。児童・生徒や地域の方々にとって魅力ある内容の講座を開催できるよう、メニューの拡大に取り組んでいきます。
- ・ ホームページやかつしかゴト。(ボランティアセンターだより) などを活用して、福祉教育の周知と効果を伝えるとともに、講師のスキルアップや、積極的に講座メニューを提案するなどのアプローチを展開し、開講数や実施校・団体の拡大を図っていきます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 実施校数：1 6 5 校 (5 年間の実施校数 1 6 2 校) ・ 実施団体数：1 5 団体 (// 団体数 1 2 団体) ・ 新規登録講師数：2 0 人 (// 新規登録者 1 4 人)

③福祉教育推進協力校支援

- ・福祉教育に積極的に取り組んでいる学校を「協力校」に指定し、活動費の一部を補助するとともに、情報交換会の開催やパネル展の実施などにより、事業PRの強化を図ります。
- ・学校が必要とするボランティアや福祉に関する情報提供の充実に努めます。また、福祉教育推進の取り組みを通じて、各学校との連携を進めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・協力校数：区内学校の40%

④福祉教育研修会

- ・福祉教育やボランティア学習を指導する立場の教員に対して、知識や資質の向上を図るための研修会を開催し、様々な知識やノウハウ、情報を伝えていきます。
- ・学校に対する案内やPRを工夫し、好事例を紹介するとともに、福祉教育の必要性、重要性を伝えていきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・オンラインやハイブリット型研修を取り入れ、区内学校の50%から研修会への参加があります。

⑤手話講習会

- ・区民に広く手話を学んでもらうことにより、聴覚障がい者などへの理解を深めるとともに、手話通訳者になるきっかけづくりを行います。
- ・受講生が手話技能を確実に習得し、手話通訳者になるためのステップとなるよう、講習会の仕組みを検討し、講習内容の充実に努めます。
- ・手話通訳者にはならない受講生（修了者）向けに関係団体と連携するなどして、手話を活用できる場づくりの検討を行います。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・各コース修了率80% ・統一試験合格者：25人（5年間の合格者数22人）

(4) 地域団体・福祉団体等の支援

①地区高齢者支援活動助成金

- ・ 高齢者福祉の増進を図るため、各地区で行われる敬老行事や高齢者の福祉向上につながる活動を対象に助成を行います。
- ・ 高齢者支援活動への取り組みを支援し、各地域の高齢者支援に結びつくよう、様々な活動内容を紹介したり、小地域福祉活動との連携について検討を行います。
- ・ 各地域の様々な活動内容を紹介し高齢者支援活動への取り組みをサポートします。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 全ての地区で地域の特色を活かした敬老行事や福祉活動が行われています。

②地域福祉活動助成

- ・ 赤い羽根共同募金の配分金や社協会費を原資として、区内で地域福祉活動を行う施設や団体に助成しています。近年、助成の原資となる募金の配分金や社協会費が漸減傾向にあることから、引き続き、安定的に助成できるよう、助成金の原資の拡充に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 公正・公平・効果的な事業助成を行うため配分推薦委員会を開催し、適正な助成が行われています。 ・ 助成を受けた団体等に対しては、共同募金配分を受けていることの周知を徹底し、募金の使途について理解が深まるよう努めます。

③高齢者食事サービス活動支援

- ・ 高齢者を対象とする食事サービスを行うボランティア団体等を支援し、ひとりぐらし高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るとともに、住民同士のふれあいの場を提供します。
- ・ 実施団体の体制強化を図るため、専門ボランティア講座の実施や関係者との連携・協働等により、人材の発掘・育成に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 活動団体に対し適正な助成・効果的な支援を行うことで、声かけ・見守り活動の充実が図られています。

④フードバンク事業

- ・ 区リサイクル清掃課と連携して食品ロス削減を図るとともに、食の支援の一助としてリサイクル清掃課に寄付された食品を、区内で子ども食堂などの福祉活動を展開している N P O 法人・地域貢献活動団体や施設へ提供するフードバンク事業を実施します。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 子ども関係の支援団体のほか、高齢者や外国人などを支援している団体にも提供を行っています。

基本方針 2 住民同士のたすけあいの輪を広げます

【住民と社協が協力する取り組み】

活動の背景と方向

葛飾区にはさまざまな住民が暮らしており、多様性を尊重しながら共生できる地域を築いていくことが必要です。性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、住民の持つ活動力を効果的に発揮してもらうためには、住民自身の活動を支援するとともに、住民と社協が緊密に連携・協働しながら、地域のつながりの再構築を図ることが重要です。地域支えあい活動を推進し、広く住民の理解と参加を得ながら、住民参加型福祉サービスや募金活動など、住民と社協が協力した取り組みを推進します。

(1) 地域支えあい活動の充実 **重点3**

①法人の地域ネットワーク化事業 **重点事業**

- ・区内に事業所のある社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取り組み」の実施により地域社会へ貢献できるよう支援します。
- ・法人同士の連携・協働による地域生活課題の解決を目的に設立した葛飾区社会福祉法人ネットワークの活動を支援し、地域共生社会の実現に積極的に貢献していきます。
- ・社会福祉法人が社会福祉充実計画において地域公益事業を実施する場合の意見徴取の場である「地域協議会」を運営します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・法人と地域住民との連携による多様な取り組みが、地域生活課題の解決につながり、誰もが安心して暮らせる地域づくりが行われています。

②居場所づくり事業 重点事業

- ・ 子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる「居場所」を運営します。
- ・ 運営には、地域住民や地域の団体、社会福祉法人、ボランティア、NPO等様々な方に協力いただきながら、人とつながり楽しめる、また、「やりがい」や「満足感」が生まれる場所を目指していきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 外出の機会を増やしたり孤独感の解消を図るだけではなく、参加者が抱える課題やニーズを早期に発見し、関係機関と連携して解決につなげられる体制づくりが行われています。

③地域支えあい基金 重点事業

- ・ 葛飾区社会福祉協議会への寄付金を財源として、共に支えあいながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現に向けて基金を設置します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 効果的な基金の活用が行われています。

④助け合い活動経費支援 重点事業

- ・ 葛飾区社会福祉協議会が実施する地域における助け合い活動により生じた経費の補てんを行い助け合い活動を支援します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 助け合い活動が活発化されています。

(2) 住民参加型サービスの推進

①しあわせサービス

- ・ 日常生活で支援が必要な高齢者、障がい者、ひとり親家庭、妊産婦の方などに協力会員を派遣し、家事援助などを行います。
- ・ 多様化、複雑化する地域住民のニーズに対し、関係機関との連携を進め、断らない支援を目指します。
- ・ 社協だよりやホームページの活用だけでなく、SNSによる積極的な情報発信、社協の他事業との横断的なPR促進により、引き続き協力会員の確保に努めます。
- ・ 緊急、短時間での利用希望に対応するため、簡易サービスの検討を進めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 協力会員：180人（令和2年度実績：148人） ・ 協力会員の活動率60%（令和2年度実績：44%）

②ファミリー・サポート・センター

- ・ 仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、仕事の都合や急な用事などで一時的に育児に困ったときに、サポート会員が子どもの預かりや送迎などの育児援助を行い、子育ての負担軽減を図ります。
- ・ サポート会員の増に向け、社協だよりやホームページの活用だけでなく、SNSによる積極的な情報発信、社協の他事業との横断的なPR促進、関係機関を活用したPRなどサポート会員の確保に努めていきます。
- ・ サポート会員にとって、参加しやすい研修会を検討していきます。
- ・ 利用料金や登録方法など、制度の見直しに向け、区と協議・検討を行います。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ サポート会員：250人（令和2年度実績：197人） ・ サポート会員数の地域格差解消を図っています。

③生活支援ボランティア

- ・高齢者や障がい者などを対象に、草取り、窓ふき、電球の交換、家具の移動など、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するため、地域のボランティアを派遣します。
- ・支援を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、ボランティアの確保に努め、迅速かつ的確なサービス提供を行い、多様化するニーズに応じていきます。
- ・将来的には、地域の困りごとを地域で解決する仕組みの一役を担うことができるように検討を進めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ボランティア登録者数：70人 (令和2年度実績49人)

(3) 募金活動の推進

①歳末たすけあい・地域福祉活動募金

- ・ 共同募金運動の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 募金の趣旨、目的、使途などについて、一層の事業PRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指しています。

②赤い羽根共同募金

- ・ 共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会など関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を実施します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 募金の趣旨、目的、使途などについて、一層の事業PRを行い、漸減傾向にある募金額の維持・増額を目指しています。

地域の居場所とは？

- ①地域の居場所とは、さまざまな人が気軽に立ち寄り、交流したり活動を行ったりする地域の中の拠点のことです。お年寄りのための高齢者サロンや、子どもと保護者のための子育てサロン、認知症の方とその家族のための認知症カフェなどさまざまな種類がありますが、年齢や属性に関わらず、誰でも立ち寄ることができる居場所もあります。
- ②お茶などを飲みながら気軽に話ができる交流の場が基本ですが、悩みごとや困りごとの相談をしたり、さまざまな地域活動の拠点、活動者同士の交流・協働の場となるなど、そのあり方は多様です。
- ③葛飾社協では、令和3年11月に東金町地区に区が保有する施設を利用した新たな居場所を設置する予定です。
- ④当面（5年程度）、社協が実施主体となったモデル事業として、さまざまな活動を展開する中で、活動に要する経費や運営方法、成果（見えづらいニーズに対しての有効性）などを検証していきます。
- ⑤そして、このモデル事業で得たノウハウを活かし、居場所の必要性や有効性、課題などの周知をはじめ、場所や経費など運営に関するアドバイス、活動団体の紹介など、区内各地で住民が主体となって展開する居場所づくりの取り組みを支援していきます。

基本方針 3 一人ひとりが自分らしく安心して

暮らせるまちをつくります

【社協が関係機関と協働して安心を届ける取り組み】

活動の背景と方向

全ての住民が地域で自分らしく安心して暮らす、そのためには住民一人ひとりの状況や必要に応じ、適切な福祉サービスが提供される環境を整備していくことが不可欠となります。社協が関係機関と緊密につながり、協働して多様な生活課題を受け止め、あんしん生活サービスや貸付、権利擁護支援、健康づくり・生きがいづくりなどの取り組みを推進します。

(1) あんしん生活サービスの充実

①ハンディキャブ運行

- ・高齢者や障がいのある方が、安心して外出し社会参加できるよう、運転ボランティアの協力のもと、車いすのまま乗車できるリフト付きワゴン車（ふれあい号）を運行します。
- ・当面は現状のサービスを継続して提供しつつ、利用者の要望により的確に応えられるよう、運転ボランティアの確保とスキルアップを図ります。
- ・将来的にはUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及等を考慮しながら、事業の方向性を検討します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・運転ボランティア登録者数：15人 （令和2年度実績11人）

②手話通訳者派遣

- ・聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話通訳者を派遣します。
- ・手話通訳者を増やすため、手話通訳者全国統一試験合格に向けた講座内容の充実を図ります。
- ・新任通訳者のスキルアップを目的とした研修は、現場研修や体験を取り入れるなど、内容の充実を図ります。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・登録手話通訳者：60 人（令和 2 年度実績：46 人） ・新人通訳のレベルアップが進んでいます。

③ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

- ・65 歳以上の在宅のひとりぐらし高齢者に対し、あいさつなど一声かけながら乳酸菌飲料を毎日（祝祭日を除く月～金）配達することにより、安否の確認と孤独感の解消を図ります。
- ・関係機関や同様のサービスとの連携を密にし、利用者の確実な安否確認につなげます。
- ・親族や近隣住民との関係の希薄化、介護サービスの利用などの状況を踏まえ、利用要件など制度の見直しを行います。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・利用者数：1,500 人 （令和 2 年度実績：1,370 人） ・地域サロン活動と連携し、新たなつながりが作られています。

④ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

- ・ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児などに支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭等の自立を支援します。
- ・利用者が抱える事情に対し柔軟に対応できるよう、利用条件、支援内容などの見直しを行います。
- ・障がいのある児童がいる世帯の利用申込が多くあるため、区の子ども総合センターや関係機関との連携を密にして事業を進めます。

指標名	令和８年度
５年後の到達目標	・利用登録世帯：２０世帯（令和２年実績：９世帯） ・サービス提供事業所：１０ヵ所 （令和２年度実績：５ヵ所）

(2) 生活福祉資金の貸付等

①生活福祉資金貸付

- ・低所得者、高齢者、障がい者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・東京都社会福祉協議会と連携しコロナ特例貸付（総合支援資金）の適正な債権管理に努めます。
- ・借受世帯を担当している民生委員と連携し、滞納世帯の状況把握と救済制度の活用に努めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・迅速かつ適正な貸付と相談支援により、支援が必要な世帯の生活の安定と経済的自立につながっています。

②小口生活資金貸付

- ・病気、災害などにより一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・貸付実績を踏まえながら事業の縮小、廃止を検討します。
- ・償還困難等の滞納債権の整理を進めます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・迅速かつ適正な貸付と相談支援により、支援が必要な世帯の生活の安定と経済的自立につながっています。

(3) 権利擁護支援の推進

重点4

①相談事業 重点事業

- ・相談事業は、権利擁護支援の第一歩です。日常生活を送る上での不安に関する相談や成年後見制度の利用に関する質問等に職員が随時応じて、必要な場合は権利擁護の仕組や関係機関につなげます。また、弁護士・司法書士の専門職が個別相談に応じる専門相談の稼働率の向上に努め、福祉サービスに関する権利侵害や財産保全、遺言・相続に対する不安など幅広い内容について、適切な支援を行っていきます。

②成年後見制度利用支援事業 重点事業

- ・成年後見制度への理解を深めていただくため、制度に関するパンフレットの作成や配布、広報紙等を活用した情報提供、講演会の開催など幅広く周知・普及活動を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- ・円滑に制度の利用が進むよう、成年後見に関わる専門職団体や関係機関等による協議会を運営し、連携の強化や協力体制づくりを行っていきます。さらに専門職による検討支援会議の開催により、支援方針や後見申立ての必要性の判断、後見開始後の支援の在り方等についての多角的な検討を行うとともに、適切な後見受任者の調整等にも活用していきます。
- ・親族後見人等に対しての後見業務における相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援や研修会など行うことで、親族後見人の知識と技量の向上に努めるなど親族後見人の支援の充実を図っていきます。
- ・後見活動には、被後見人本人に寄り添い同じ地域に暮らす生活者の視点も重要であり、また後見の担い手を増やすために、身近な地域の支援者である市民後見人の育成を引き続き行い、養成講座修了者の活用を進め、後見需要に対応をしていきます。
- ・検討支援会議において社協による受任が妥当とされたケースを中心に、法人後見の受任増を図っていきます。
- ・成年後見制度の利用にあたり、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対し助成を行っていくことで、制度の更なる利用促進を図っていきます。

③訪問援助事業 重点事業

- ・本事業は、成年後見制度の利用までには至らないが、ひとり暮らしで判断能力の低下等により福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理に不安のある方を支える有効な事業であることから、高齢者総合相談センターや保健・福祉サービス提供者等の事業者との情報交換や連携の強化に努めることにより、支援が必要な方を早期に発見し、潜在需要の発掘に努め、利用者の拡大を図っていきます。また、利用料の支払いが困難な低所得者に対し利用料の助成を行うことについても検討をします。なお、ご利用者の状況に応じて、成年後見制度に適切につなげていきます。

④人生のエンディングの準備支援事業 重点事業

- ・区民が住みなれた地域でより充実した終末期を過ごしてもらえるように、興味や関心のある様々なテーマでの講演会等を実施していきます。また、今後さらに増加が見込まれる身寄りのない高齢者の方々などの葬儀や家財整理などの不安に応えるため、弁護士による終活相談を引き続き実施し、その稼働率の向上にも努めていきます。
- ・オリジナルのエンディングノートの配布や活用方法の周知・説明を行います。また、ノートの中身についても精査をし、改訂を行うなど、内容の充実を図っていきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・相談事業については、誰でも気軽にご利用できるように適切な周知がされ、利用率が向上しています。 ・市民後見人候補者が新たに10人以上養成され、後見支援員や市民後見人として積極的に活用されています。 ・検討支援会議が毎月開催され、生活に困難を抱える方々が適切な支援の仕組みへとつながっています。 ・訪問援助事業については、より多くの方が自立した地域生活を続けられるように支援が広がっています。

(4) 健康づくり・生きがいづくり

①ワークスかつしか（シニア就業支援事業）

- ・おおむね 55 歳以上で、健康で働く意欲のある人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多様な働き方や社会参加を支援するとともに、不況時に備え、安定的な就業支援態勢を築きます。
- ・ 65 歳までの雇用の定着や元気な高齢者の増加を反映して、65 歳以上の就労希望者が増加傾向にあることから、そこに見合った求人の確保に努め、就職者数の増を目指します。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 就職者数（令和 2 年度実績 1 0 9 人）の 2 割増（1 3 0 人）。

②高齢者作品展（かつしか大人のアートフェア）

- ・ 健康でいきいきとした人生を過ごしてもらうため、高齢者（60 歳以上）が長年の経験や技術、趣味などを活かして制作した絵画、書、手工芸品などの作品を展示する高齢者作品展を開催します。
- ・ 多くの人に出品、来場してもらうよう体験講座の開催や表彰制度の導入等開催方法の工夫と充実に努めながら、創作意欲の向上や相互交流を図っていきます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 出品者数：1 8 0 人（令和 2 年度実績：1 3 9 人） ・ 開催方法の工夫と充実に努めることによって、出品者が増え相互交流もさらに深まっています。

③介護支援サポーター

- ・ 65 歳以上の高齢者などが、区内の介護保険施設などでサポーター活動を行うことにより、自身の介護予防や生きがい活動につなげる事業を実施します。活動時間は「ポイント」として評価し、評価ポイントを換金して希望者に交付します。
- ・ サポーター本人にとってメリットのある事業であることを前面に押し出すなど周知に努め、新規登録者を確保します。
- ・ サポーターが身近な地域で活動できるよう、受け入れ施設の開拓に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ サポーター数：8 2 0 人（令和 2 年度実績：6 3 0 人） ・ 登録施設数：1 2 5 ヲ所（令和 2 年度実績：9 4 ヲ所） ・ 事業が広く認知されサポーターや施設の登録数が増えることにより、より一層、サポーターの生きがいと社会参加の創出につながっています。

基本方針 4 「わがまち葛飾」を実現するための組織をつくります

【社協の組織運営に関する取り組み】

活動の背景と方向

地域福祉を推進するためのネットワークが一層重要になっていく中で、社協には活動主体相互のつながりを強化し、ネットワークの中核的役割を果たすことが期待されています。社協運営や情報発信・広報活動の強化、財政基盤の強化、葛飾区との連携など、社協が地域福祉を推進する組織としての運営体制をより強固にしていくための取り組みを推進します。

(1) 社協運営の充実

①事業評価制度による事務事業の見直し

- ・社協を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、事業の評価・分析の必要がある事業については、事務事業評価を実施し、見直しを行います。

②事務局執行体制の構築

- ・地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的機能するよう事業の進捗に合わせ執行体制の強化に努めます。
- ・通常業務が困難となるような大規模地震および、風水害などが発生した際に、重要な業務や福祉サービスが中断しないために、引き続き事業継続計画（BCP）の改定の検討を重ねていきます。

③活動計画推進体制の整備

- ・PDCAサイクル（4ページ掲載）による進捗管理を行うため、事務事業評価を活用しつつ、必要な推進体制の整備・展開を進めます。

(2) 情報発信・広報活動の強化

①社協だよりの発行

- ・地域福祉に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりの全戸配布は、隔月年6回発行を継続します。また、掲載記事についても、社協理解を広げていくため工夫を続けていきます。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・社協事業や福祉情報について、広く区民に周知されています。

②社協のガイドブック・PRの発行

- ・地域福祉に対する理解と協力を得るため、「社協のガイドブック」などを作成し、場面に応じて、区民に配布します。それにより、社会福祉協議会の活動・事業などの周知と宣伝をしていきます。
- ・会員の継続につながるよう、会費の使いみちなどがわかりやすく、会員としての貢献を実感できるような会員向けの「ちらし」などを各年度で発行します。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・社協事業や福祉情報について、広く区民に周知されています。

地域イベントなどへの参加によるPR

- ・東立石さくらまつり
- ・ボランティアまつり
- ・東京拘置所矯正展
- ・かつしかふれあいRUNフェスタ
- ・葛飾区産業フェア
- ・小地域福祉活動や各事業のイベントや催しなど

協力団体・関係団体などへ会員に向けたPR

- ・各地区福祉協力委員会
- ・各種施設団体などの役員会・催しなど

③ウェブメディア、SNSの活用

- ・ 社協の活動や事業の紹介、啓発活動については、社協公式ホームページに掲載し、迅速な広報・広聴活動に努めます。
- ・ また、拡散効果や利用者とのつながりがもてるT w i t t e r、L I N EなどのSNSも積極的に活用します。
- ・ 講座の受講や各種事業の申請などについて、ホームページやQRコードからの申請を拡大し、利用者の利便性の向上を図ります。

指標名	令和8年度
5年後の到達目標	・ 社協事業や福祉情報について、常に最新の情報が取得できるとともに、パソコンやスマートフォンで簡単に申請や申込みができるようにします。

④評議員会の審議事項の情報提供等

- ・ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正性の確保を図るため、評議員会の傍聴やホームページ上で審議事項の情報提供を行い、さらなる情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める取り組みを行います。

(3) 財政基盤の強化

① 会員増強活動

- ・ 会員の高齢化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、会員の減少が続いています。そのため、引き続き 19 地区の福祉協力委員会と連携した会員増強活動に取り組むほか、役員や事務局による取り組みも強化していきます。
- ・ 現会員の継続依頼とともに、若年層への働きかけを工夫し、若年層の会員の増加に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 会員数（令和 2 年度実績 8,175 人）の維持・向上を目指しています。

② 寄付の紹介

- ・ 寄付は、会費と並ぶ社協の重要な自主財源です。年度による変動はあるものの、毎年一定額の寄付が寄せられています。
- ・ さらに寄付者が増えるよう、一般寄付、アエナちゃん募金箱、車いすや事業用車の寄贈など、社協への寄付について積極的に PR することにより、寄付者の増に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 寄付者数（5 年間の平均 222 件）の 2 割増（266 件）。

③ 事業収入の確保

- ・ 各種事業収入の安定的な確保など、自主財源の充実に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 優良な広告主を 1 割増やし、広告料収入を 1 割増やします。

④区・都・東社協からの助成援助

- ・区、都、東京都社会福祉協議会（東社協）、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。
- ・葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規事業に積極的に取り組むことにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 社協事業が安定かつ発展的に展開できるよう、補助金・助成金の確保を図っています。

⑤基金運用

- ・平成 28 年に導入された日銀によるマイナス金利政策は、現在も続いています。基金の多くは、国公債による長期的な運用をしているため、現時点では利子収入に対する影響は軽微です。しかしながら、今後もマイナス金利が続くと、満期償還による預け替えなどが困難になります。
- ・金利情勢に注視し、最も安全で有利な方法で基金を運用していきます。

指標名	令和 8 年度
5 年後の到達目標	・ 金利情勢に注視し、最も安全な有利な方法で基金を運用しています。

資 料 編

1. 計画策定のための調査概要等

(1) 地域福祉活動アンケート調査

①調査の目的

この調査は、「第4次葛飾区地域福祉活動計画（令和4～8年度）」の策定に向け、計画の方向性や重点項目等を決定する際の基礎的な資料とすることを目的に、社協で実施している事業にご協力いただいている皆様を対象として実施しました。

②アンケート調査の期間・対象・方法

この調査は、令和3年3月15日～3月29日の期間に実施しました。

調査の種類	調査の対象	調査方法
①小地域福祉活動調査	区内19地区の小地域福祉活動推進委員	調査票を郵送配布し、郵送回収しました。
②地域福祉活動団体調査	区内認証NPO法人とボランティア・地域貢献活動センターに登録しているボランティア団体	

③アンケート調査配布・回収状況

調査の種類	配布数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
①小地域福祉活動調査	470	350	0	350	74.5%
②地域福祉活動団体調査	170	93	0	93	54.7%

④調査の内容

調査の種類	調査の内容
①小地域福祉活動調査	i) ご本人について iv) 活動の支援について ii) 小地域福祉活動について v) 自由意見 iii) 地域課題について
②地域福祉活動団体調査	i) 団体について iii) 地域課題について ii) 団体の活動について iv) 自由意見

(2) 小地域福祉活動ヒアリング調査

①調査の目的

第4次葛飾区地域福祉活動計画の策定にあたり、小地域福祉活動に取り組んでいる推進組織の役員に対し、小地域福祉活動を通じて見えてきた地域の課題、小地域福祉活動の課題と成果などを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

②調査期間

この調査は、令和3年2月9日～2月16日の期間に実施しました。

③調査方法

半構造化インタビュー※1

④調査対象

小地域福祉活動に取り組む年数10年未満の地区を対象に、地域の課題や小地域福祉活動の課題、成果などについて把握しました。

地区	推進組織	活動年数
金町地区	金町地区小地域福祉活動推進委員会	7年
高砂地区	高砂共笑会	4年
亀有地区	亀有花風船の会	6年
立石地区	小地域福祉活動 立石	4年
東立石地区	東立石さとぎくら会	8年

⑤調査内容

- i) 地域の課題について
- ii) 小地域福祉活動の課題と成果について

※1 インタビューを行う前に、目的に合わせた大まかな質問を用意しておき、回答者の回答に応じて質問内容を重ねたり、深掘りするインタビューの形式。出来上がった質問だけを聞くのではなく、回答者から聞きたい内容を掘り下げられるのが特徴的なインタビュー手法(簡易な質的調査法)。

（３）社会福祉法人地域公益活動アンケート調査

①調査の目的

第４次葛飾区地域福祉活動計画の策定及び葛飾区社会福祉法人ネットワークの活動推進に向け、葛飾区内の社会福祉法人の地域公益活動（地域貢献活動）への取り組みや課題等を把握することにより、計画の方向性やネットワークの今後の活動へ反映させるための基礎的な資料とすることを目的に実施しました。

②アンケート調査の期間・対象・方法

この調査は、令和３年１月１５日～２月１５日の期間に実施しました。

調査の対象	調査方法
葛飾区内の社会福祉法人（法人単位）	調査票を郵送配布し、郵送回収しました。

③アンケート調査配布・回収状況

配布数	回収数	白票・無効票	有効回収数	有効回収率
54	33	0	33	61.1%

④調査の内容

- i）地域の課題について
- ii）地域公益活動について
- iii）地域や関係団体との連携について

(4) パブリックコメント

① 閲覧・意見募集期間

② 閲覧場所

③ 結果

準 備 中

2. 第4次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 第4次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 平成29年3月に策定された「第3次葛飾区地域福祉活動計画」の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の将来像を展望し、時代の要請に的確に対応した計画的・具体的な活動を推進するため、葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）内に、第4次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を社協会長に報告する。

(1) 第4次葛飾区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。

(2) その他計画策定に必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱または任命する委員22名以内をもって構成する。

(1) 社協役員

(2) 自治町会代表

(3) 民生委員児童委員代表

(4) 学識経験者

(5) 保健・医療機関代表

(6) 社会福祉施設代表

(7) 障害者団体代表

(8) 高齢者団体代表

(9) 青少年育成地区委員会代表

(10) 権利擁護関係者

(11) 学校関係者

(12) ボランティア代表

(13) 葛飾区職員

(14) 公募区民

2. この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長・副委員長には学識経験が就任する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業委員会の設置)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、作業委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、作業委員会の委員並びに関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(費用弁償の支弁)

第7条 この委員会の委員並びに作業委員会の委員、第6条に規定する関係者については、「役員等の費用弁償に関する規程」を準用し、費用弁償を支給する。ただし、葛飾区関係職員並びに社協事務局職員である者を除く。
なお、学識経験者委員については、別途、報償費を支弁する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(設置期間)

第9条 この委員会の設置期間は、会長あてに報告がなされた時までとする。

(委 任)

第10条 この委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(2) 第4次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年11月1日～令和4年3月31日

◎委員長 ○副委員長

No.	氏 名	所属団体	備考（役職等）
1	◎河合 克義	明治学院大学	名誉教授
2	○小野 孝嘉	田園調布学園大学	准教授
3	谷澤 多美雄	葛飾区自治町会連合会	会計
4	杉本 一康 佐藤 守令		幹事（令和3年6月まで） 幹事
5	浅野 幸継	葛飾区民生委員児童委員協議会	会長職務代理
6	津村 寿子		会長職務代理
7	三尾 仁	葛飾区医師会	副会長
8	根岸 哲夫	葛飾区歯科医師会	顧問・元会長
9	加藤 竜三郎	葛飾区社会福祉法人ネットワーク	会長
10	根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会	会長
11	矢頭 範之	（公社）成年後見センター リーガルサポート東京支部	（公社）成年後見センター・ リーガルサポート 相談役
12	細谷 五郎	葛飾区高齢者クラブ連合会	会長
13	河原塚 晃	葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会	堀切地区委員会 会長
14	古賀 将大	葛飾区教育委員会事務局指導室	指導主事
15	田中 厚志	かつしかVネット	
16	新井 洋之	葛飾区	福祉部長
17	倉谷 恭平	公募区民	
18	風間 トシ子		
19	大山 安久	葛飾区社会福祉協議会	副会長
20	小林 隆猛		副会長
21	久野 清福		常務理事

3. 第4次葛飾区地域福祉活動計画作業委員会

(1) 第4次葛飾区地域福祉活動計画作業委員会設置要綱

(設 置)

第1条 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、葛飾区地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 作業委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を策定委員会に報告する。

(1) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討にあたり必要となる調査及び資料の収集・作成

(2) その他、策定委員会からの下命事項

(作業委員会の構成)

第3条 作業委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が指名する委員14名以内をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 小地域福祉活動推進組織関係者

(3) NPO・地域貢献活動団体関係者

(4) ボランティア団体関係者

(5) 社会福祉士会関係者

(6) 葛飾区職員

(7) 社協職員

(8) その他

2. この作業委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には学識経験者、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(任 期)

第4条 作業委員会は、第4次葛飾区地域福祉活動計画（案）をとりまとめ、第4次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会に報告をもって解散する。

(会 議)

第5条 作業委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 作業委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 作業委員会の事務局は、社協内に置く。

(委 任)

第8条 この作業委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(2) 第4次葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員名簿

任期：令和2年12月1日～令和4年3月31日

◎委員長 ○副委員長

No.	氏 名	所属団体	備考（役職等）
1	◎小野 孝嘉	田園調布学園大学	准教授
2	○佐藤 正治	亀有花風船の会	副委員長
3	唯根 優子	金町地区小地域福祉活動推進委員会	副委員長
4	澤目 和子	小地域福祉活動立石	副委員長
5	入澤 充	（特非）Learning for All	事業部長
6	森谷 哲	（一社）ココロエディケーションラボ	代表
7	佐野 靖子	かつしか風の子クラブ	代表
8	久保田 由紀子	ケアラースカフェ die Pause	代表
9	福田 由美子	かつしか社会福祉士会	理事
10	朝倉 剛	葛飾区	福祉部 福祉管理課 企画係 係長
11	添田 和信	葛飾区社会福祉協議会	成年後見センター 所長
12	田浦 正明		小地域福祉活動推進課 課長 福祉サービス課 課長

4. 検討の経過

開催日	委員会名	議事内容等
令和2年 11月13日(金)	第1回策定委員会	①第3次葛飾区地域福祉活動計画及び第2次かつしかボランティア活動推進計画（現行計画）の概要について ②第4次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討の考え方について ③第3次葛飾区地域福祉活動計画概要版（案）について ④作業委員会の設置について
12月8日（火）	第1回作業委員会	①第3次葛飾区地域福祉活動計画及び第2次かつしかボランティア活動推進計画（現行計画）の概要について ②第4次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討の考え方について ③作業委員会のスケジュール等について ④計画策定に関わるアンケート調査の概要について
令和3年 4月23日（金）	第2回作業委員会	①第3次計画（現行計画）の成果と課題について ②調査報告について ③葛飾区の現状について
6月18日（金）	第2回策定委員会	①計画策定のための調査報告書について ②現行計画の成果及び今後の課題について ③第4次計画の骨子について
8月10日（火）	第3回作業委員会	①地域福祉活動を活性化する方策について ②第4次葛飾区地域福祉活動計画（素案）について
9月10日（金）	第4回作業委員会	①地域福祉活動を活性化する方策について ②第4次葛飾区地域福祉活動計画（素案）について
10月29日（金）	第3回策定委員会	①第4次葛飾区地域福祉活動計画（素案）について

開催日	委員会名	議事内容等
12 月	パブリックコメント	(実施予定)
令和 4 年 2 月	第 4 回策定委員会	(開催予定)

第4次葛飾区地域福祉活動計画

(素 案)

令和3年12月

編集・発行 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号
ウェルピアかつしか3階
電 話 03-5698-2411
FAX 03-5698-2513